

令和4年度

特別な配慮を必要とする幼児の
幼児教育に関する調査の結果

令和5年2月

やまなし幼児教育センター

目次

I	調査概要	1
	1. 調査の趣旨	
	2. 調査期間	
	3. 調査対象・回答数	
	4. 調査方法	
	5. 調査の構成	
II	調査結果	2
	1. 特別な配慮を必要とする幼児の現状	2
	2. 特別な配慮を必要とする幼児への支援体制	3
	3. 園内委員会の現状	12
	4. 特別支援教育コーディネーターの現状	18
	5. 個別の指導計画	27
	6. 個別の教育支援計画	36
	7. 関係機関や専門家の活用	44
	8. 行政からの支援	45
	9. 特別な配慮を必要とする幼児の教育・保育に必要なもの	46
	10. 特別な配慮を必要とする幼児の教育・保育に関する研修	47

I 調査概要

1. 調査の趣旨

特別な配慮を必要とする幼児（※）に対する教育・保育の更なる充実を図るため、県内の幼稚園・保育所・認定こども園の現状を把握し、今後の検討の基礎資料として活用する。

※本調査における「特別な配慮を必要とする幼児」の定義

- ・障害や難病等の診断の有無にかかわらず、先生方が「特別な配慮が必要・気になる・困っている」と感じている「幼児」（園・所に通園しているすべての乳幼児・以下同じ）
- ・海外から帰国または外国籍で支援や配慮が必要と園が考えている幼児
- ・保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児

2. 調査期間 令和4年8月23日（火）～令和4年9月2日（金）

3. 調査対象・回答数 県内の国公立幼稚園・保育所・認定こども園

施設	幼稚園	保育所	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園	地域裁量型認定こども園	総数
園・所数(園)	29	153	17	21	58	1	279
回答数(件)	14	106	13	11	41	1	186
回答率(%)	48	69	76	52	71	100	67
調査全体比(%)	7.53	56.99	6.99	5.91	22.04	0.54	100

4. 調査方法 質問紙調査

Excel 調査票を送付し、電子メールまたはファックスでの回答を求めた。

5. 調査の構成

- 特別な配慮を必要とする幼児数について
- 特別な配慮を必要とする幼児への教育・保育、支援体制について
 - ・支援体制
 - ・園内委員会
 - ・特別支援教育コーディネーター
 - ・個別の指導計画
 - ・個別の教育支援計画
 - ・関係機関や専門家の活用
 - ・行政からの支援
 - ・研修

II 調査結果

1. 特別な配慮を必要とする幼児の現状

回答園 186園

3歳以上児 10,903名

(年長児 3,786名 年中児 3,640名 年少児 3,477名)

3歳未満児 5,049名

(1) 障害や難病等の診断がある幼児の人数

	3歳以上児	3歳未満児
人数(人)	325	50
割合(%)	3	1

(2) 障害や難病等の診断はないが、支援や配慮が必要と園が考えている幼児の人数

	3歳以上児	3歳未満児
人数(人)	879	297
割合(%)	8	6

(3) 外国から帰国または外国籍で、支援や配慮が必要と園が考えている幼児の人数

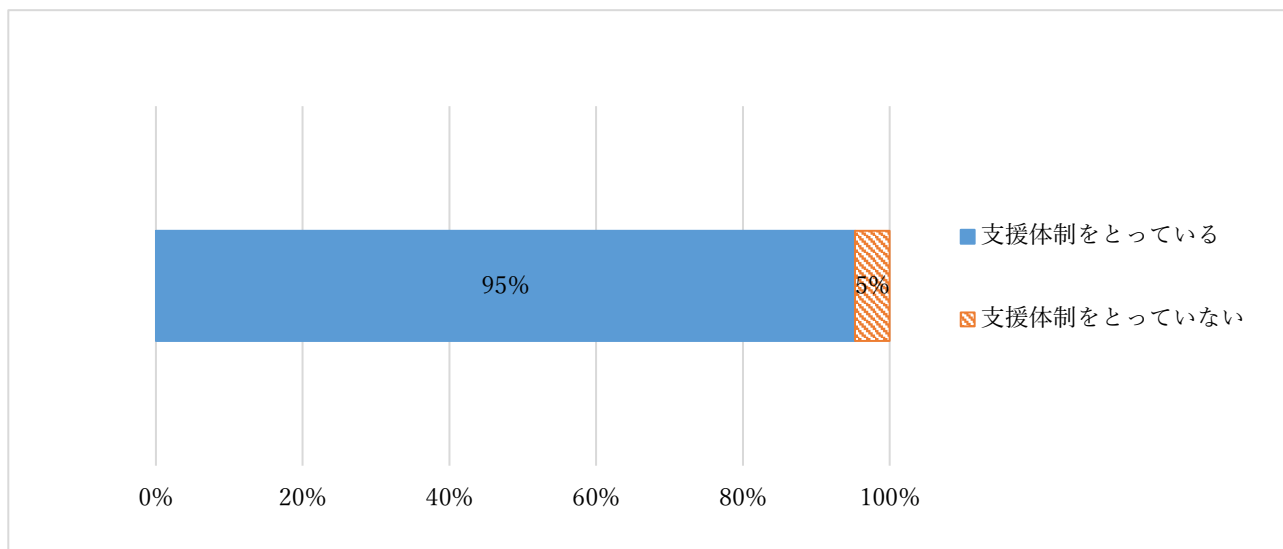
	3歳以上児	3歳未満児
人数(人)	70	32
割合(%)	1	1

(4) 保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児の人数

	3歳以上児	3歳未満児
人数(人)	215	108
割合(%)	2	2

2. 特別な配慮を必要とする幼児への支援体制

貴園では特別な配慮を必要とする幼児やその幼児がいる学級を支援する体制（担任等一部の保育者が抱え込まず、園全体で支援する仕組み）をとっていますか。



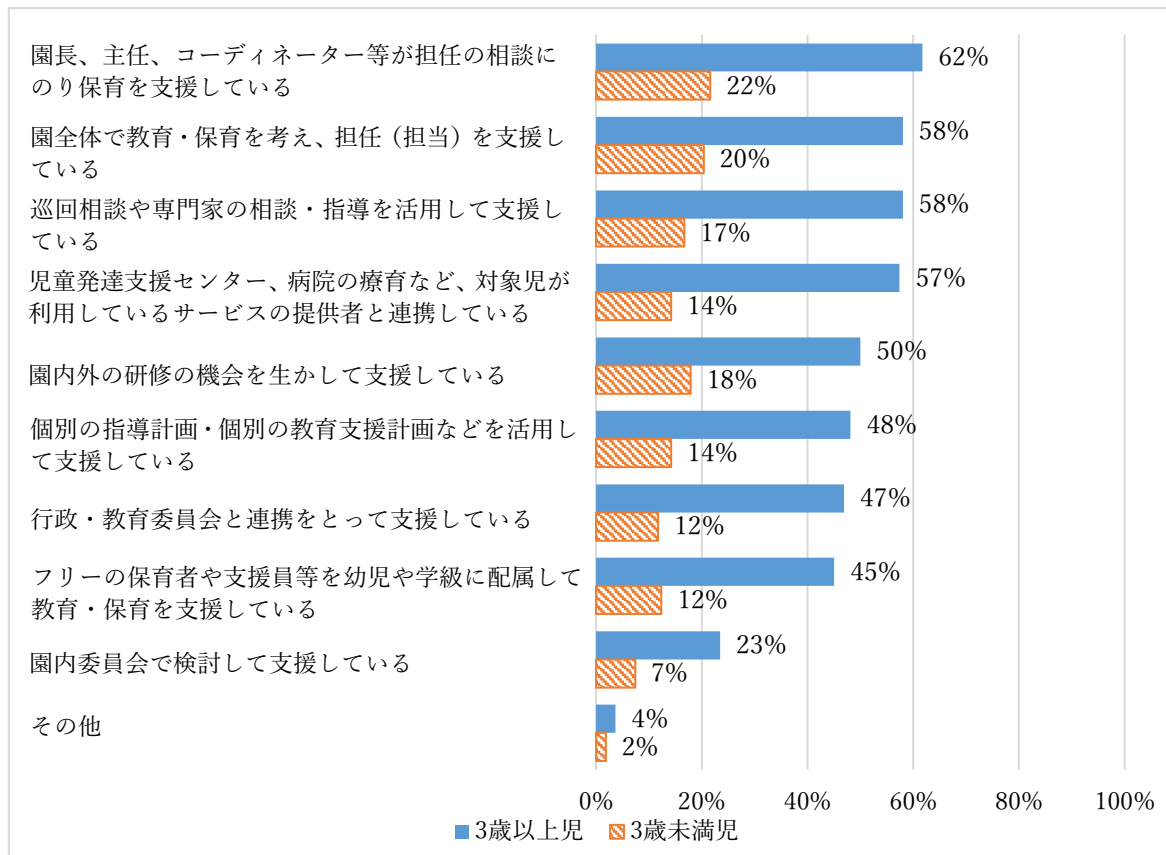
〈調査結果〉

特別な配慮を必要とする幼児がいると回答した園・所（170園）のうち、「支援体制をとっている」と答えた園・所は95%（162園）で、全体の9割を超えている。

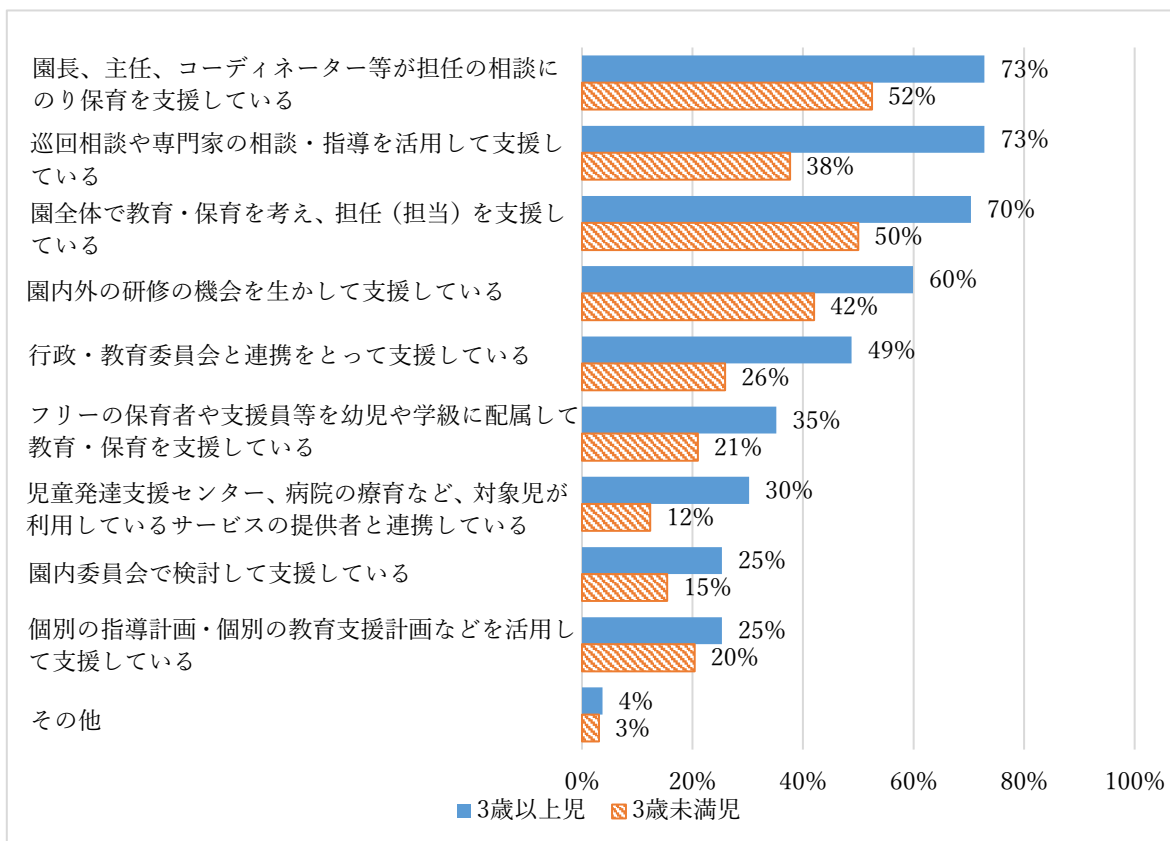
どのような支援を行っていますか。(〇はいくつでも)

※支援体制をとっている162園が回答

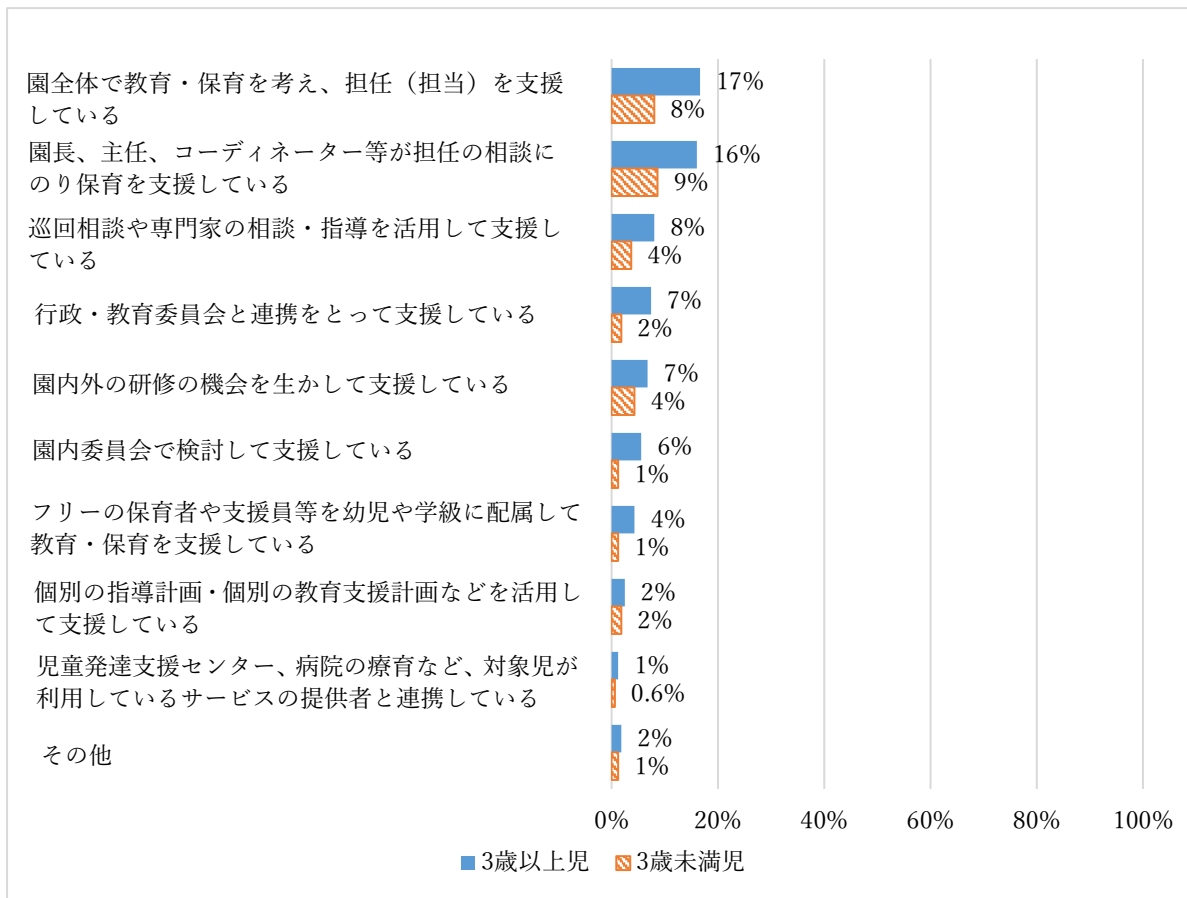
◆障害や難病等の診断がある幼児への支援



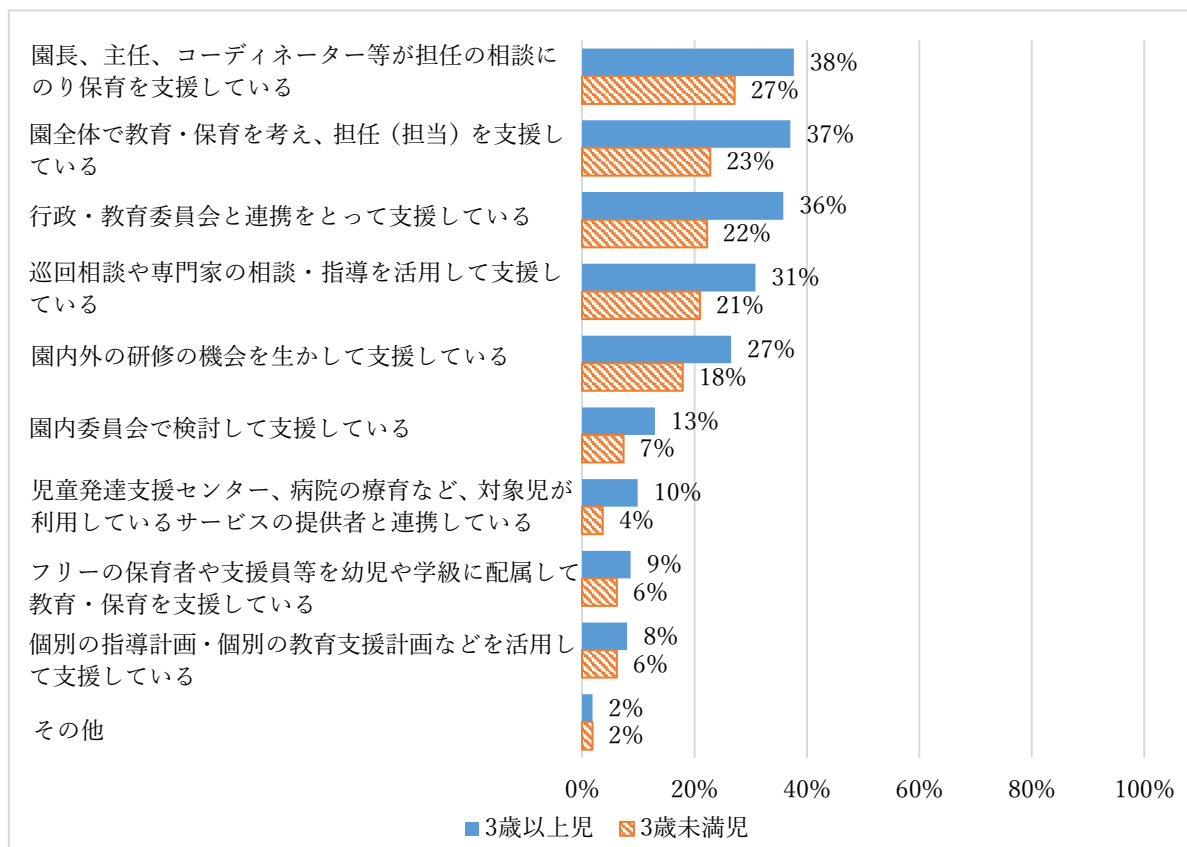
◆障害や難病等の診断はないが、支援や配慮が必要と園が考えている幼児への支援



◆外国から帰国または外国籍で、支援や配慮が必要と園が考えている幼児への支援



◆保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児への支援



◆その他（記述内容）

- ・毎日園長・主任・各学年の担任で話し合いの時間を持っている
- ・スクールカウンセラーが週1回来ている
- ・気になる子の支援については、市の施策を保育に活用している
- ・職員会議でケース会議を行っている
- ・加配対応をしている
- ・担当医師の診断書により、注意事項を確認している
- ・海外にルーツがある子どもについて、保護者への手紙はひらがな書きにし、ビーガン給食を提供している
- ・活動内容により当該児や他児の安全確保が難しい時は保護者に付き添いをお願いする
- ・職員会議において、組織としての共通理解を図っている

〈調査結果〉

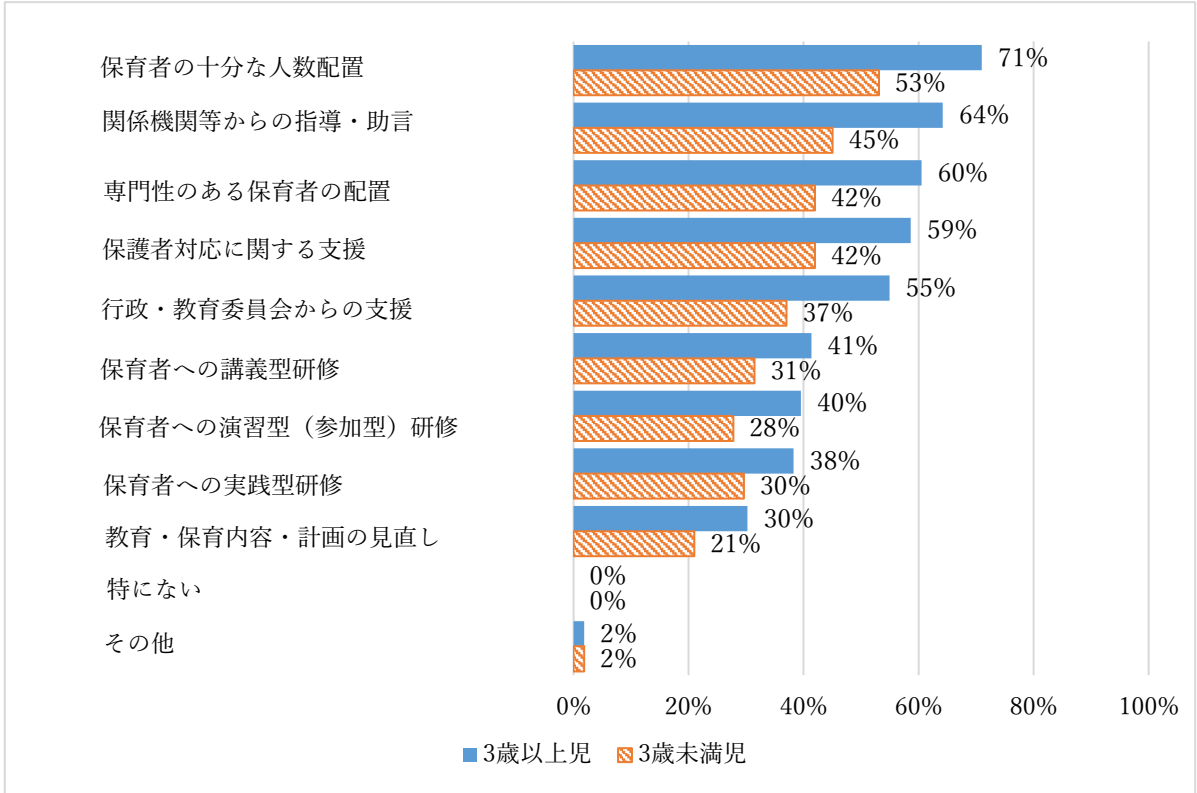
具体的な支援内容についての回答では、4つの調査項目において「園長、主任、コーディネーター等が担任の相談にのり保育を支援している」「園全体で教育・保育を考え、担任（担当）を支援している」「巡回相談や専門家の相談・指導を活用して支援している」が上位に挙げられた。

「障害や難病の診断がある幼児への支援」については、「児童発達支援センターや病院など対象児が利用しているサービスの提供者と連携している」も上位に挙げられている。

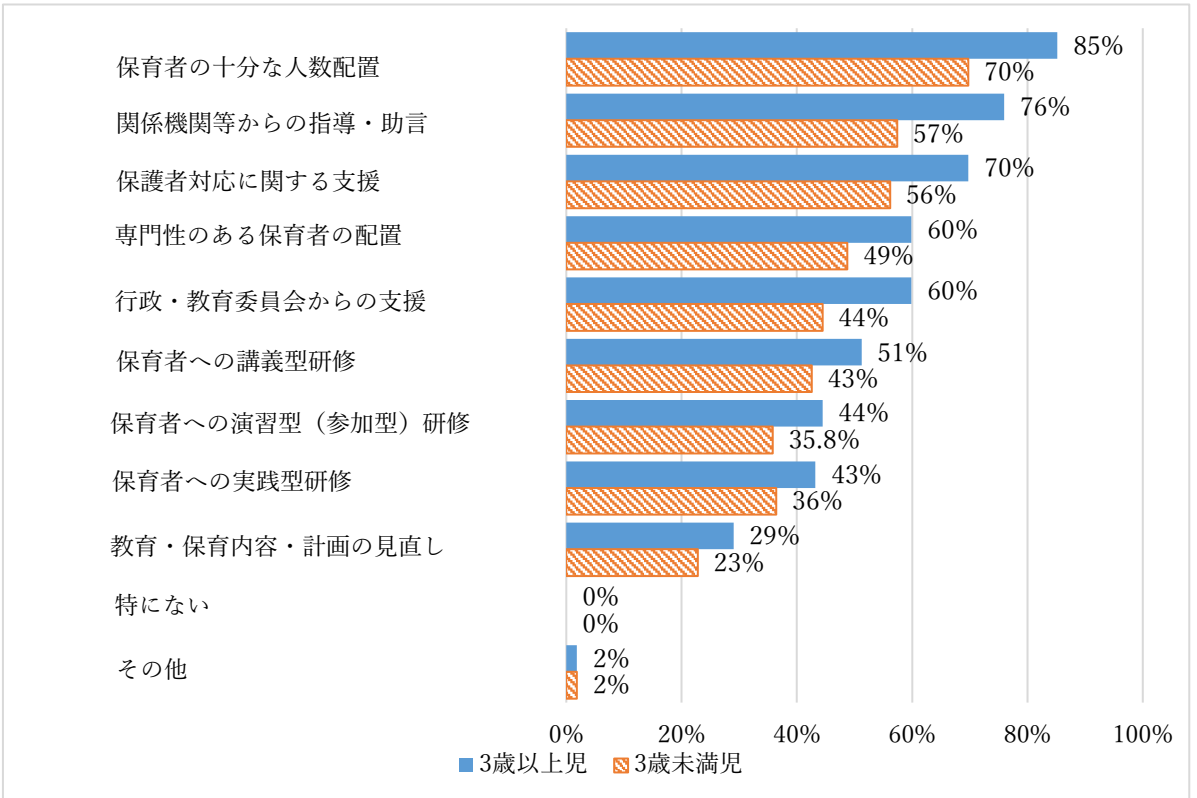
「障害や難病の診断はないが、支援や配慮が必要と園が考えている幼児への支援」や「外国から帰国または外国籍で、支援や配慮が必要と園が考えている幼児への支援」、「保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児への支援」については、「行政・教育委員会と連携をとって支援している」も上位に挙げられている。

今後、特別な配慮を必要とする幼児を含む教育・保育や支援体制を充実させていくには、どのようなことが必要だと考えますか。(〇はいくつでも) ※支援体制をとっている162園が回答

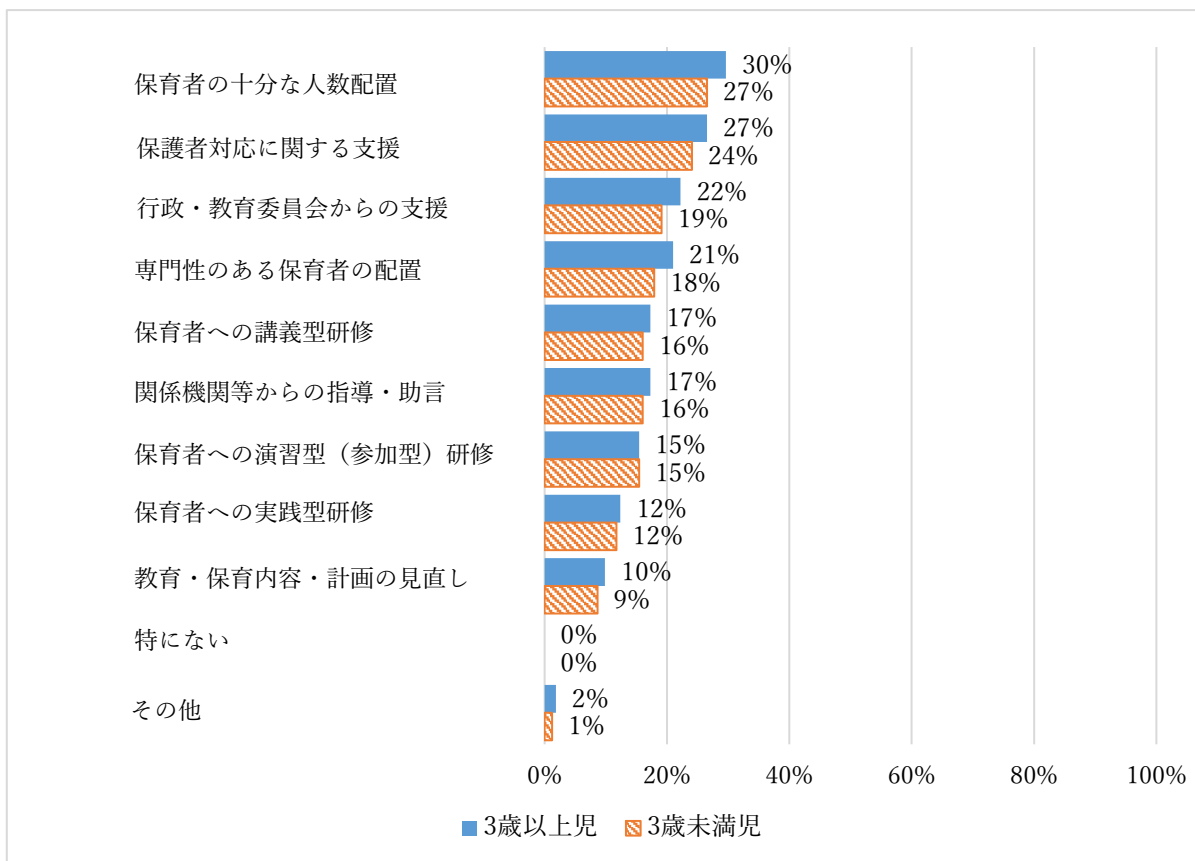
◆障害や難病等の診断がある幼児への支援



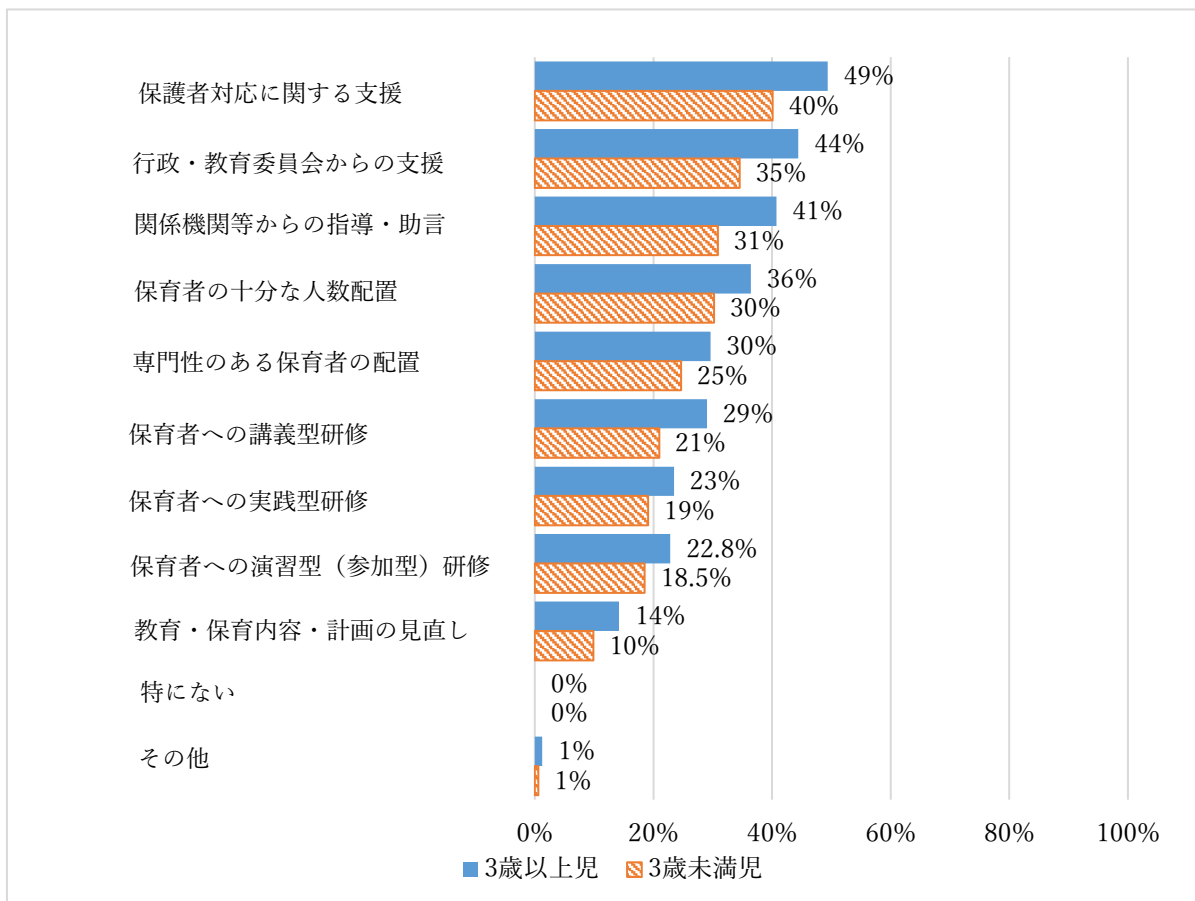
◆障害や難病等の診断はないが、支援や配慮が必要と園が考えている幼児への支援



◆外国から帰国または外国籍で、支援や配慮が必要と園が考えている幼児への支援



◆保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児への支援



◆その他（記述内容）

- ・ 財政的支援
- ・ 加配しやすいように県や市町村の補助額の増額や加配要件の緩和
- ・ 人件費の補助の充実
- ・ 市町村の担当者の理解（もっと園にきて現状を捉える仕組み作り）
- ・ 言葉のわかる方の紹介。伝え方に困った際、間に入ってもらいたいが、個人情報の観点からも専門性を有する方が望ましい
- ・ 通訳
- ・ 病院の療育、児童発達支援事業、ことばの教室等などの紹介

〈調査結果〉

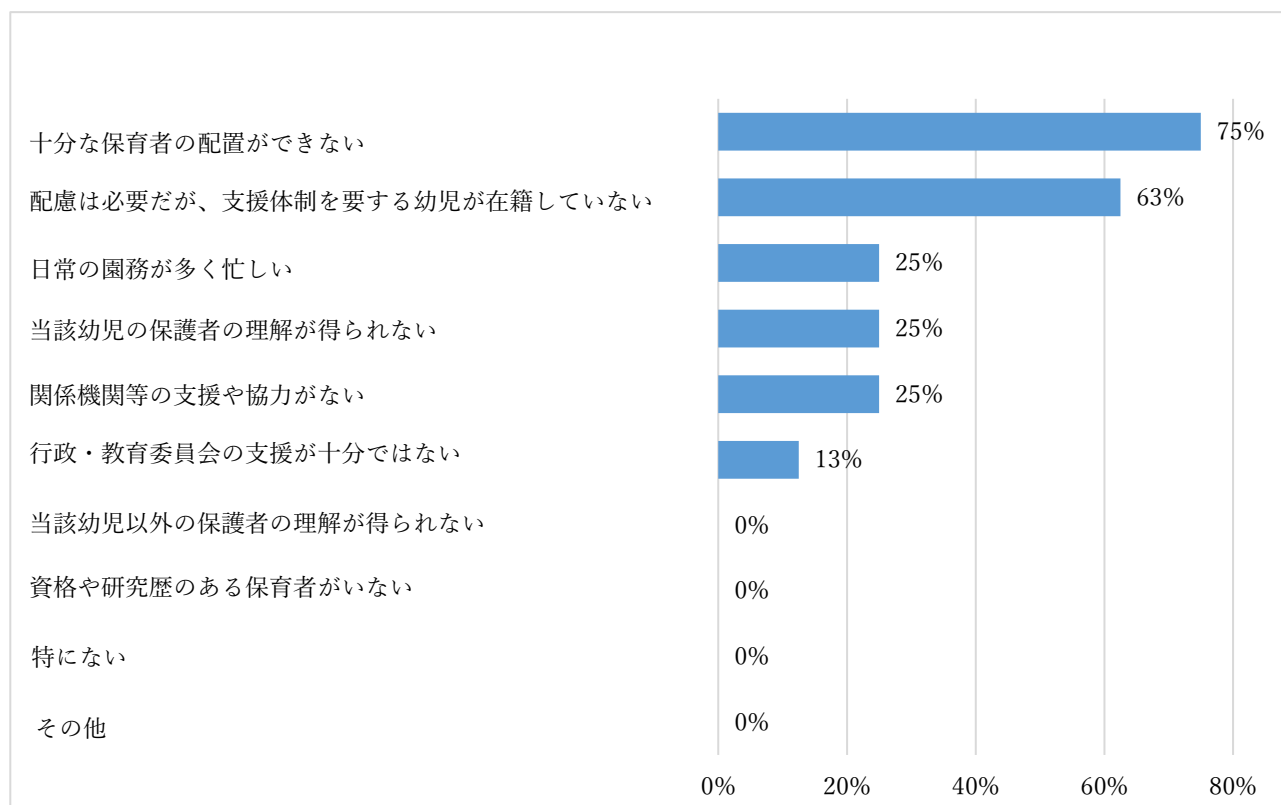
今後、特別な配慮を必要とする幼児を含む教育・保育や支援体制を充実させていくために必要だと考えていることについて、「障害や難病等の診断がある幼児への支援」と、「障害や難病等の診断はないが、支援や配慮が必要と園が考えている幼児への支援」では、「保育者の十分な人数配置」が最上位で、「関係機関等からの指導・助言」「専門性のある保育者の配置」「保護者対応に関する支援」も上位に挙がっている。

「外国から帰国または外国籍で支援や配慮が必要と園が考えている幼児への支援」では、「行政・教育委員会からの支援」も上位であった。

「保護者の養育により特別な配慮が必要な幼児への支援」では、「保護者対応に関する支援」が最上位で「行政・教育委員会からの支援」「関係機関等からの指導・助言」「保育者の十分な人数配置」も上位であった。

支援体制をとっていない理由を教えてください。(〇はいくつでも)

※支援体制をとっていない8園が回答

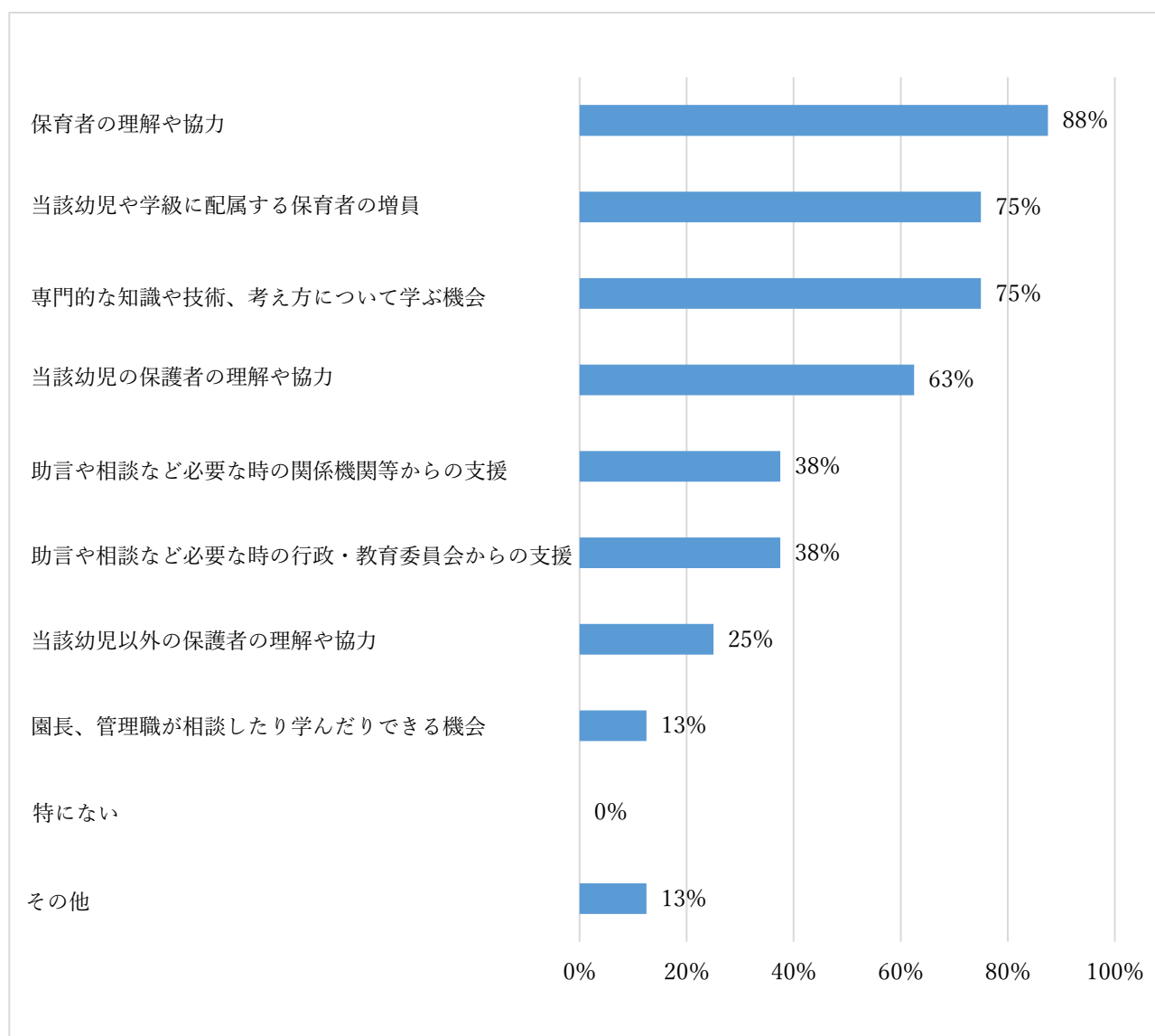


〈調査結果〉

「支援体制をとっていない」理由について、「十分な保育者の配置ができない」(75%)が最も多く挙げられ、「配慮は必要だが、支援体制を要する幼児が在籍していない」(63%)、「日常の園務が忙しい」「当該幼児の保護者の理解が得られない」「関係機関等の支援や協力が無い」(25%)がこれに続いた。

支援体制をとるためにはどのようなことが必要ですか。(○はいくつでも)

※支援体制をとっていない8園が回答



◆その他（記述内容）

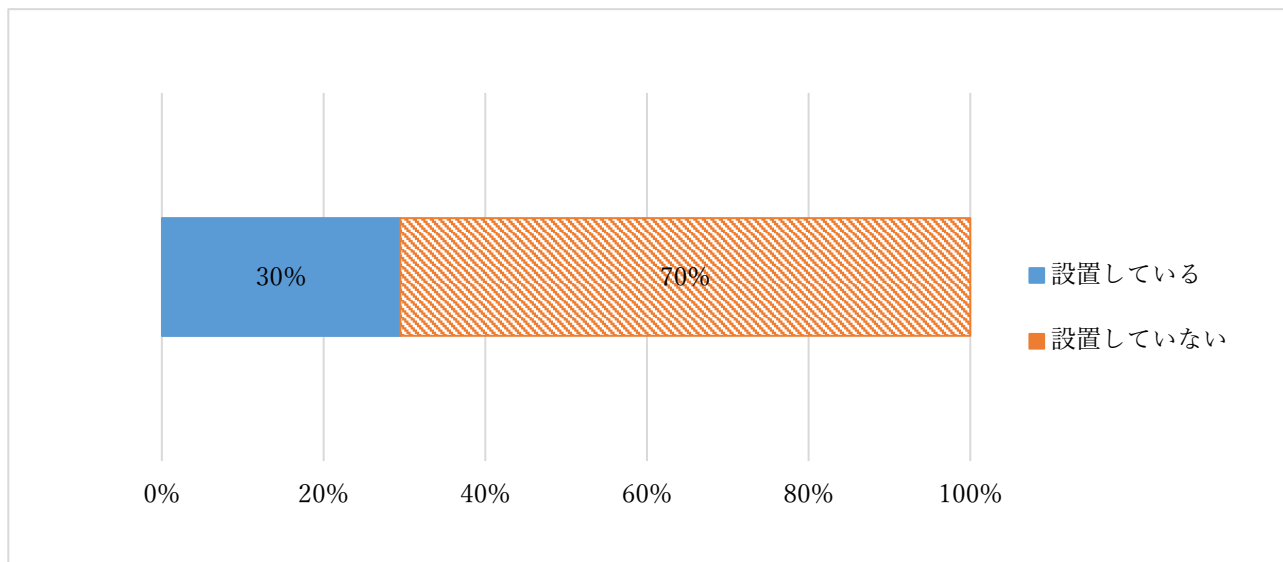
- ・ 予算の確保

〈調査結果〉

「支援体制をとっていない」と回答した園について、支援体制をとるために必要なことを尋ねたところ、「保育者の理解や協力」（88%）が最も多く、続いて「当該幼児や学級に配属する保育者の増員」「専門的な知識や技術、考え方について学ぶ機会」（75%）、「当該幼児の保護者の理解や協力」（63%）が上位に挙げられていた。

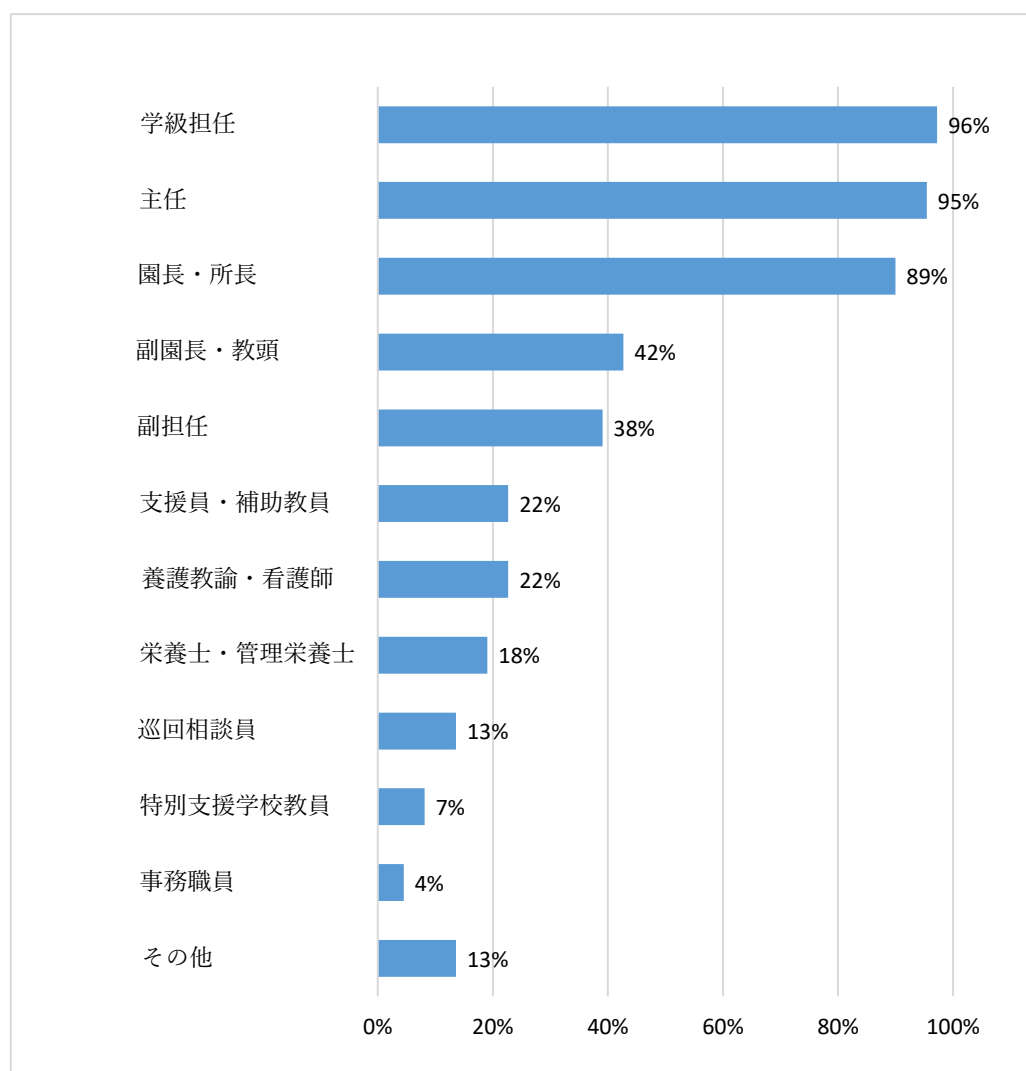
3. 園内委員会の現状

貴園では「園内委員会」を設置していますか。



〈調査結果〉

「園内委員会」の設置の有無について、「設置していない」と回答した園は70%であった。



◆その他（記述内容）

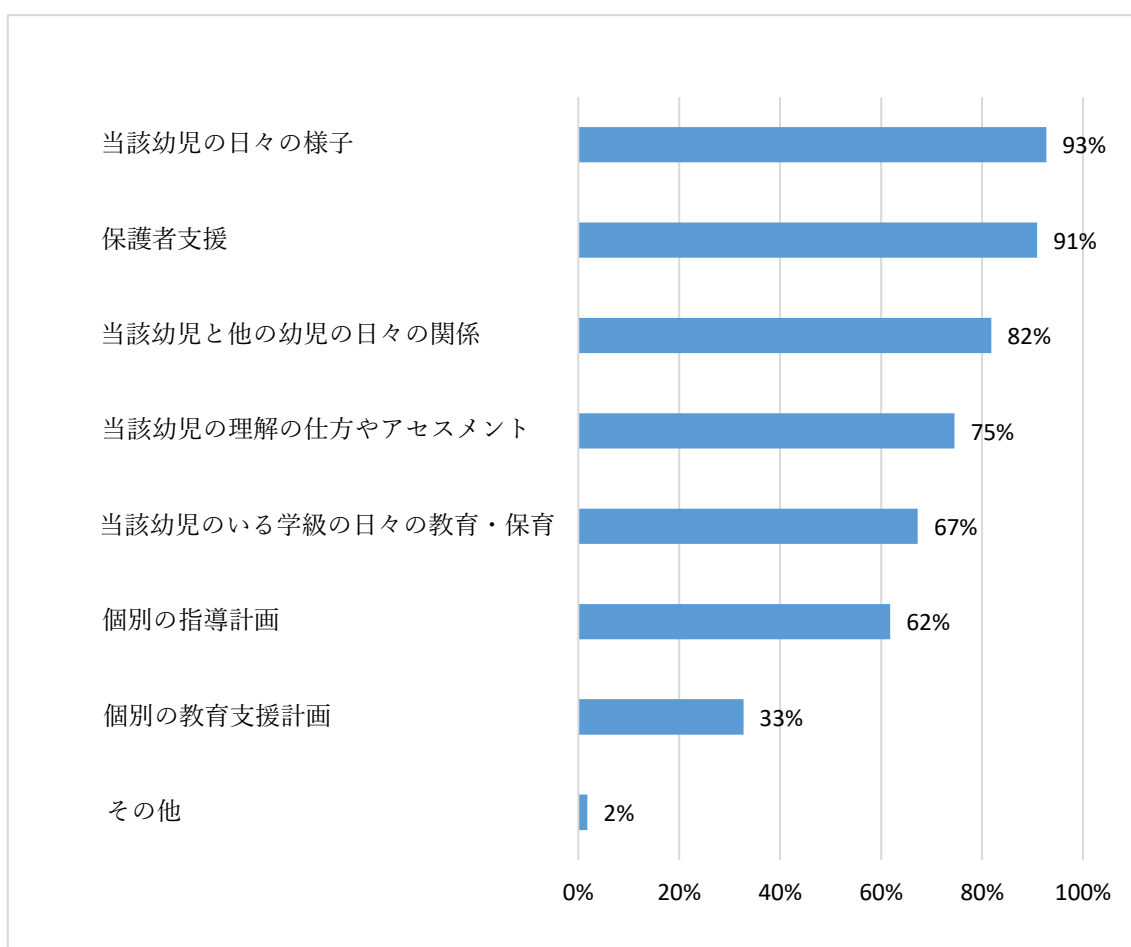
- ・委員会の内容により副担任、栄養士や看護師も参加
- ・認定心理士
- ・具体的に小児リハ担当員
- ・臨床心理士（スクールカウンセラー）
- ・具体的に決議された内容は全職員が回覧
- ・他クラスの保育士
- ・保健師 家庭支援員

〈調査結果〉

園内委員会の構成員としては、「学級担任」（95%）、「主任」（95%）、「園長・所長」（89%）が高い割合を占めている。

園内委員会での主な検討内容について教えてください（〇はいくつでも）

※設置している55園が回答



◆その他（記述内容）

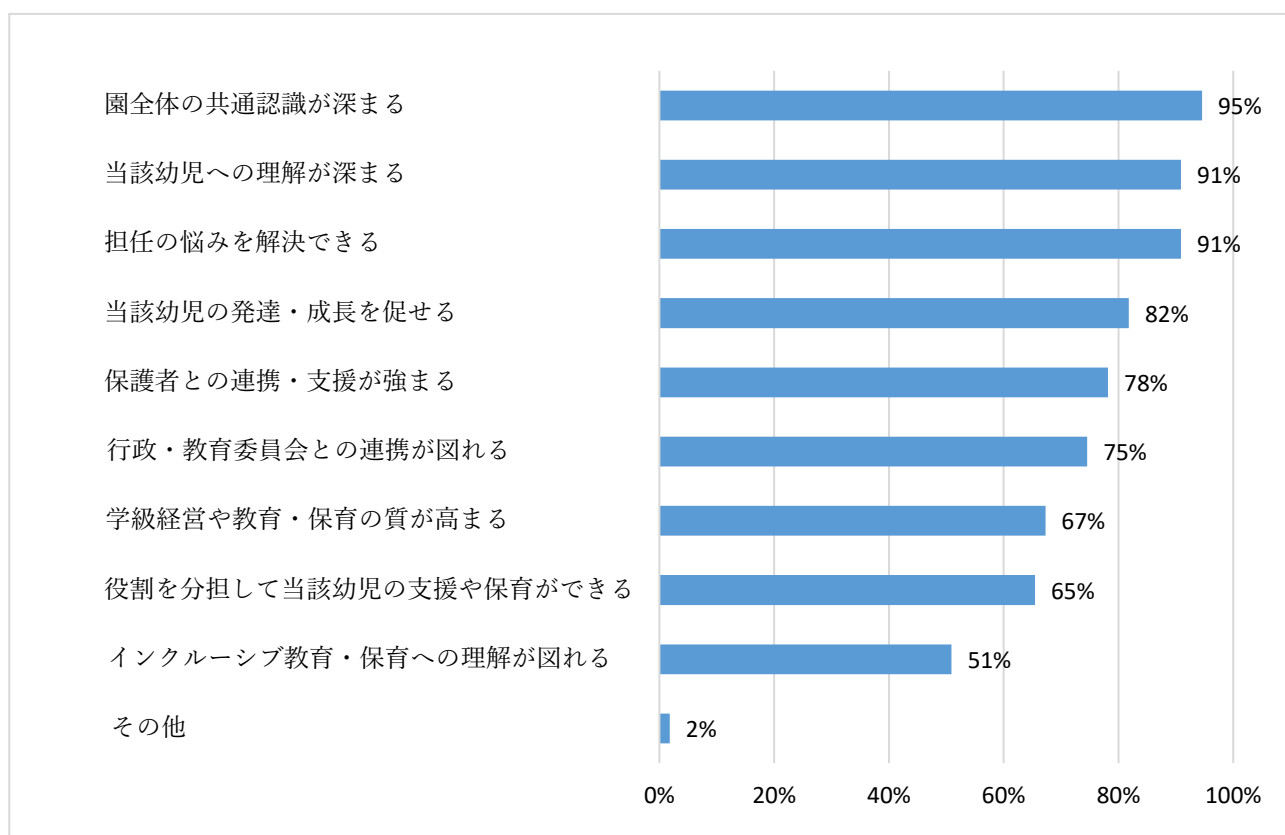
- ・少し気になる幼児の様子を巡回相談員に相談する

〈調査結果〉

園内委員会での主な検討内容については、「当該幼児の日々の様子」（93%）が最も多く、「保護者支援」（91%）、「当該幼児と他の幼児の日々の関係」（82%）も多かった。

園内委員会を設ける意義や効果について教えてください。(〇はいくつでも)

※設置している55園が回答



◆その他（記述内容）

- ・保護者と信頼関係が生まれ、同じ方向で保育できる

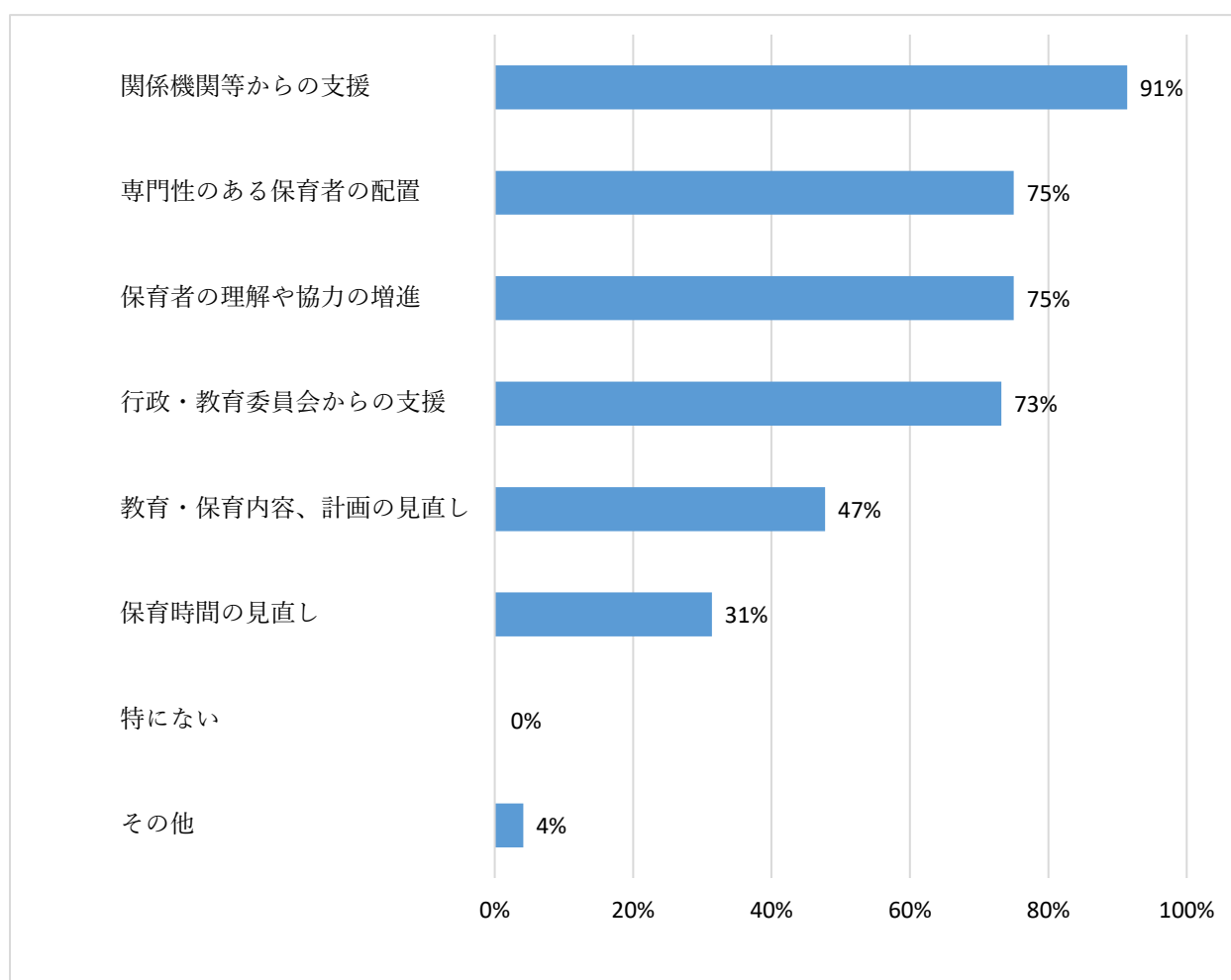
〈調査結果〉

園内委員会を設ける意義や効果について、「園全体の共通認識が深まる」（95%）が最も多く、次いで、「当該幼児への理解が深める」「担任の悩みを解決できる」（91%）、「当該幼児の発達・成長を促せる」（82%）、さらに「保護者との連携・支援が強まる」（78%）と続いた。

今後、さらに園内委員会を充実させていくためにはどのようなことが必要ですか。

(〇はいくつでも)

※設置している55園が回答



◆その他（記述内容）

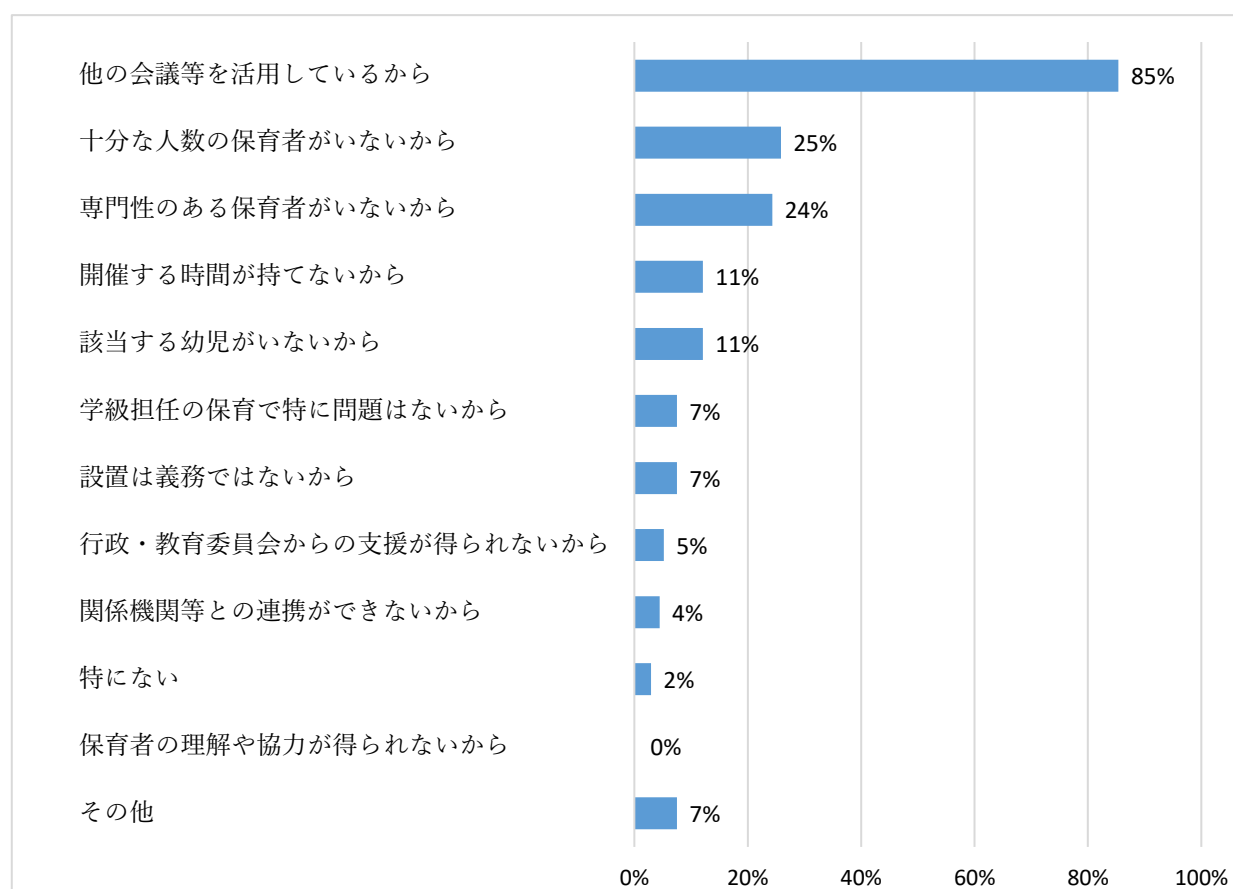
- ・保育士数
- ・時間の確保

<調査結果>

今後、さらに園内委員会を充実させていくために必要なことについては、「関係機関等からの支援」（91%）が最も多く挙げられ、「専門性のある保育者の配置」「保育者の理解や協力の増進」（75%）、「行政・教育委員会からの支援」（73%）と続いた。

園内委員会を設置していない理由を教えてください。(〇はいくつでも)

※設置していない131園が回答



◆その他（記述内容）

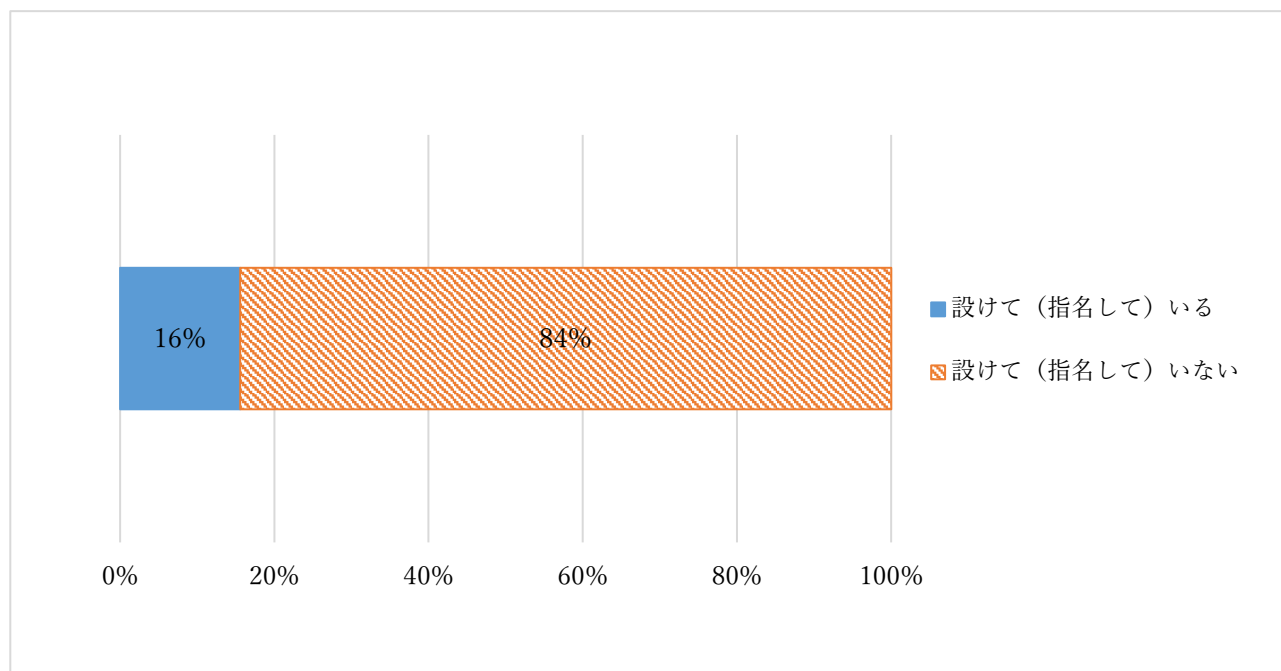
- ・毎日、園長・主任・各担任がその幼児の状況に応じて話し合う時間を持っているから
- ・園内委員会を設置することを考えたことがなかった
- ・必要に応じて園長・主任・担任・保護者等で面談実施
- ・コーディネーターなどの配置が困難であり、各担任は通常の業務で手一杯である現実があり、さらに負担の増加につながる
- ・職員会議の時にその都度話し合い、全体の意見を聞き対応している
- ・所長、主任等が中心となり、必要な時に関係者が集まって話し合いを行っている
- ・その都度、担当保健師に相談している
- ・市として支援統括する部署があり、各園と連携している

<調査結果>

「園内委員会を設置していない」理由について、「他の会議等を活用しているから」（85%）が最も多く挙げられ、その他に、「十分な人数の教職員がいないから」（25%）、「専門性のある保育者がいないから」（24%）、「開催する時間が持てないから」（11%）などと回答が分かれた。

4. 特別支援教育コーディネーターの現状

貴園では「特別支援教育コーディネーター」を設けて（指名して）していますか。

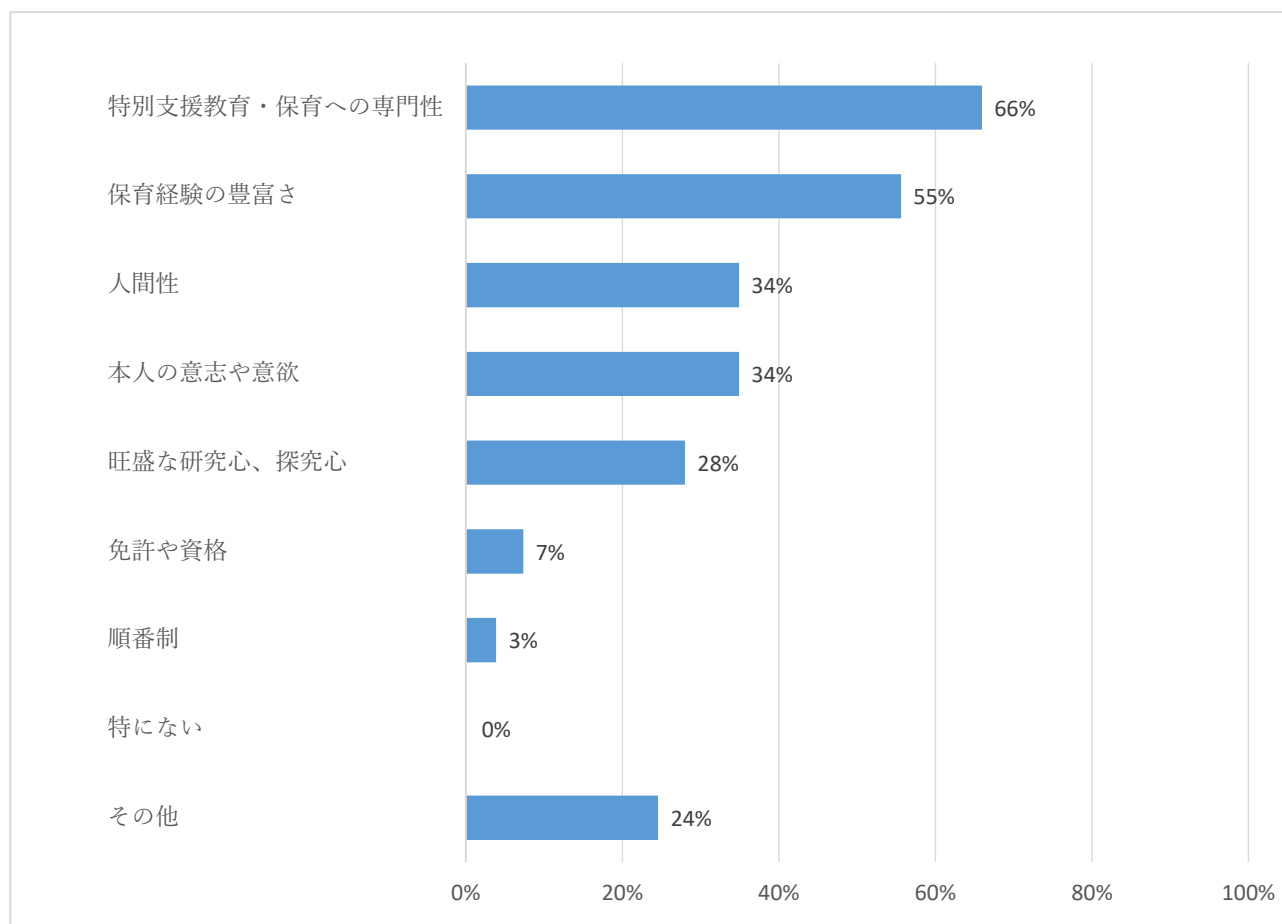


〈調査結果〉

特別支援教育コーディネーターを設けて（指名して）いるとした園は、全体の2割に満たない状況（16%）であった。

特別支援教育コーディネーターを、どのような理由で指名しましたか。(〇はいくつでも)

※設けて(指名して)いる29園が回答



◆その他(記述内容)

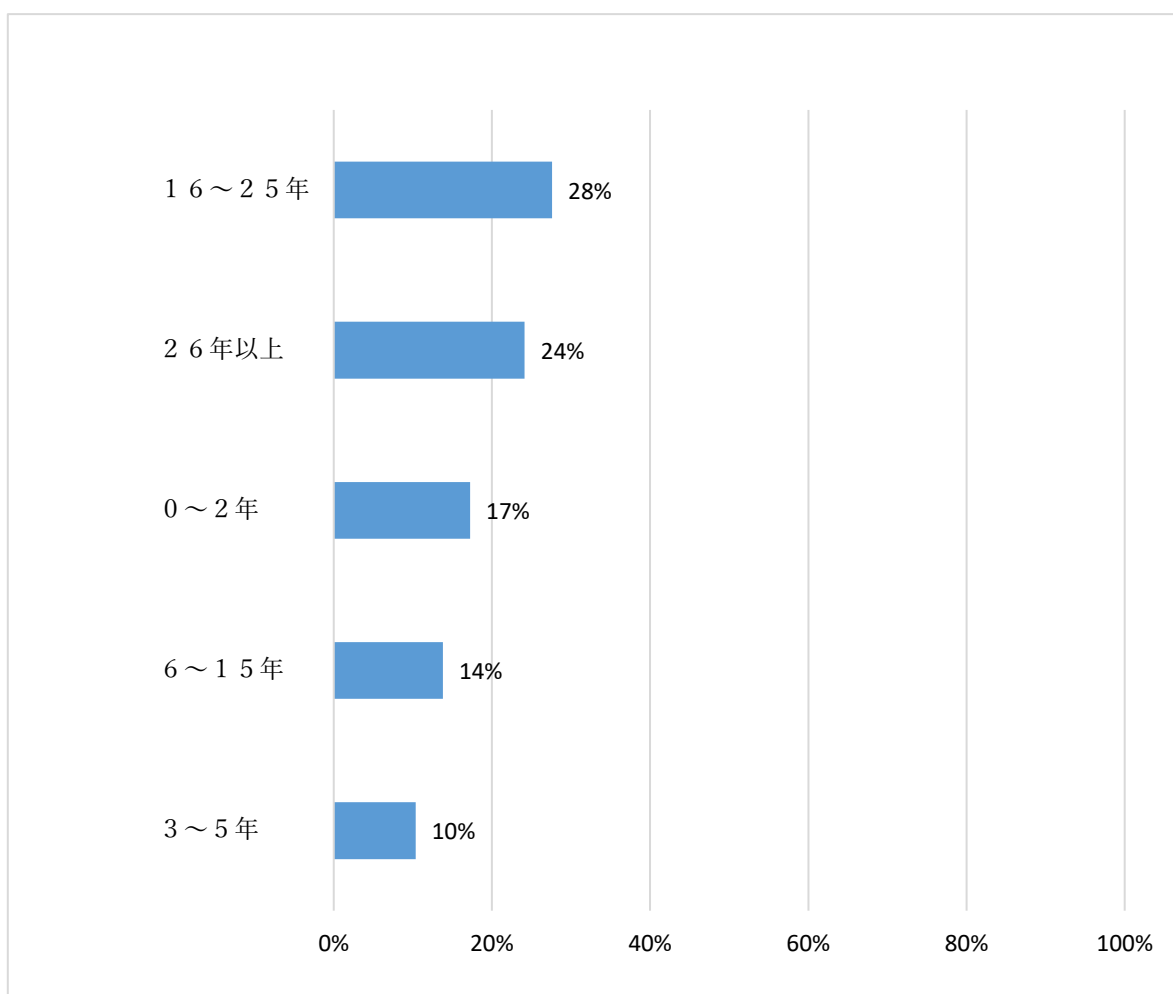
- ・主任教諭の立場
- ・主幹保育教諭が担当としている
- ・町の教育委員会に所属し、巡回している
- ・市の事業の一環でコーディネーターがいる
- ・市の子育て支援課に在籍している
- ・市で採用
- ・地域機関で連携されているから

〈調査結果〉

特別支援教育コーディネーターの指名の理由については、「特別支援教育・保育への専門性」(66%)が最も多く、次いで「保育経験の豊富さ」(55%)であった。他に「人間性」「本人の意識や意欲」(34%)などとなった。

特別支援教育コーディネーターの保育経験年数を教えてください。(○は1つだけ)

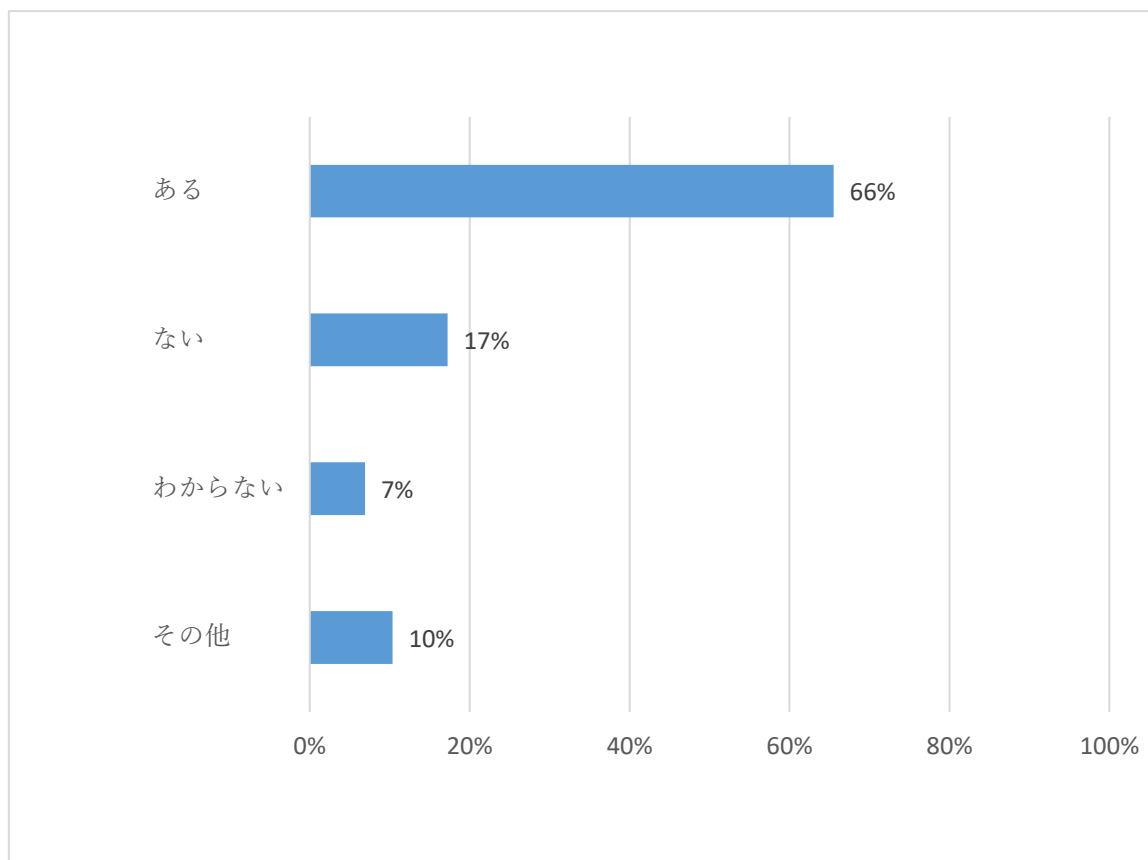
※設けて(指名して)いる29園が回答



〈調査結果〉

特別支援教育コーディネーターの保育経験年数については、「16～25年」(28%)が最も多かった。

特別支援教育コーディネーターは、特別な配慮を必要とする幼児を担当した経験がありますか。
(○は1つだけ) ※設けて(指名して)いる29園が回答



◆その他(記述内容)

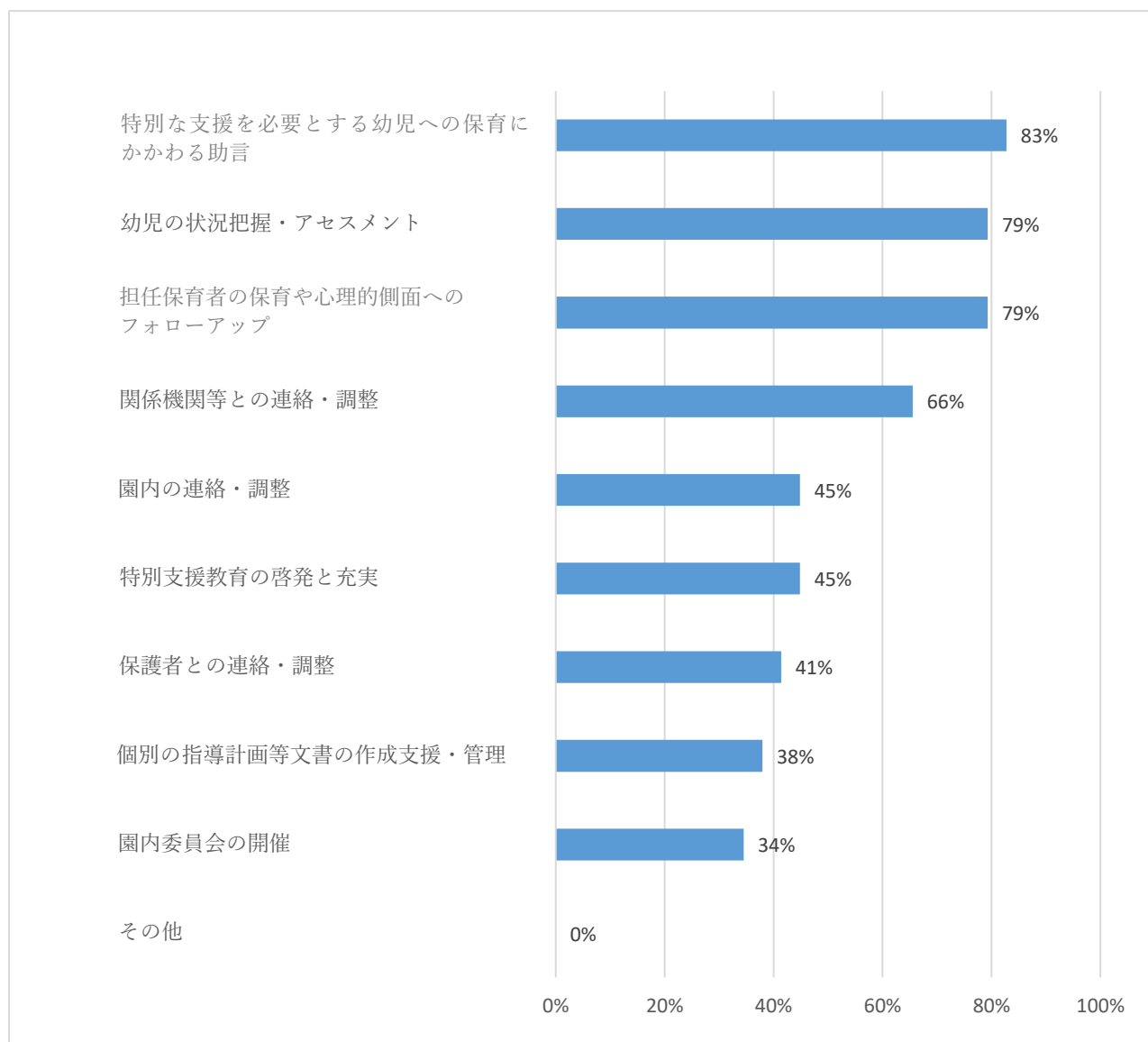
- ・養護教諭が担当している
- ・町の教育委員会からの巡回のみ
- ・市が療育援センターを開所していて、市でお願いをしている方

〈調査結果〉

特別な配慮を必要とする幼児の担任経験については、半数以上(66%)が「担任経験あり」であった。

特別支援教育コーディネーターが果たしている役割を教えてください。(〇はいくつでも)

※設けて(指名して)いる29園が回答



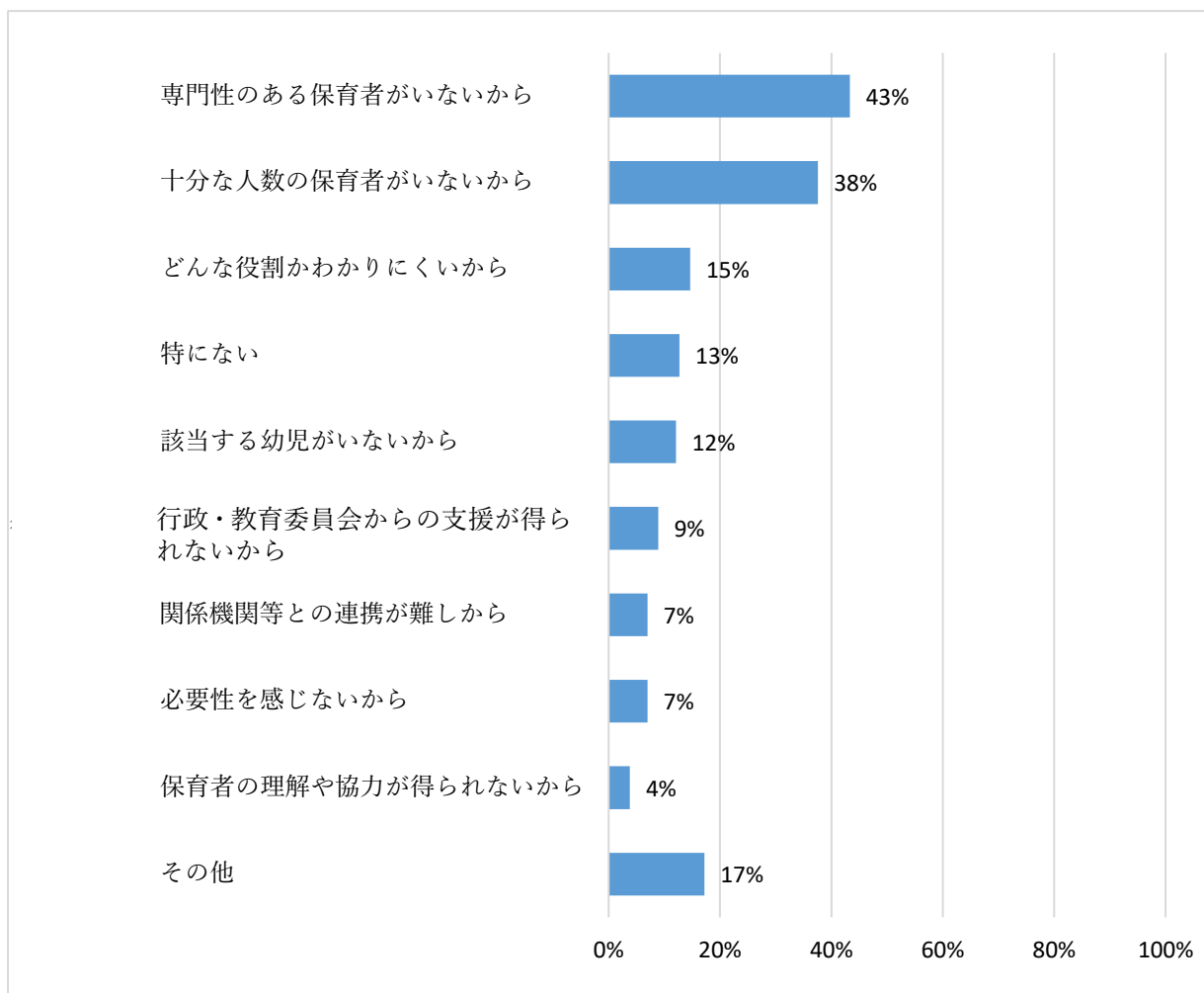
〈調査結果〉

特別支援教育コーディネーターが果たしている役割については、「特別な支援を必要とする幼児への保育にかかわる助言」(83%)、「幼児の状況把握・アセスメント」「担任保育者の保育や心理的側面へのフォローアップ」(79%)、「関係機関等との連絡・調整」(66%)が上位に挙げられた。

特別支援教育コーディネーターを設けて（指名して）いない理由を教えてください。

（〇はいくつでも）

設けて（指名して）いない157園が回答



◆その他（記述内容）

- ・特別支援コーディネーターの採用が難しいから
- ・適任に巡り合えていない。またその機会がない
- ・園長・副園長がその役割を果たしている
- ・担任が行っている
- ・主任がその役割を果たしているから
- ・主幹保育教諭がその役割を兼ねている
- ・保育教諭がその役割を担っているから
- ・担任と主任が連携して行っている
- ・経験年数があるベテラン職員が多く、必要に応じて園内での事例検討で対応しているから
- ・所長、主任を中心として組織的に特別支援に取り組んでいるため
- ・市のコーディネーターがいるから
- ・市の保健師と連携しているから
- ・教育委員会からの依頼で年に一度地域療育コーディネーターと市の心理士の巡回があるから

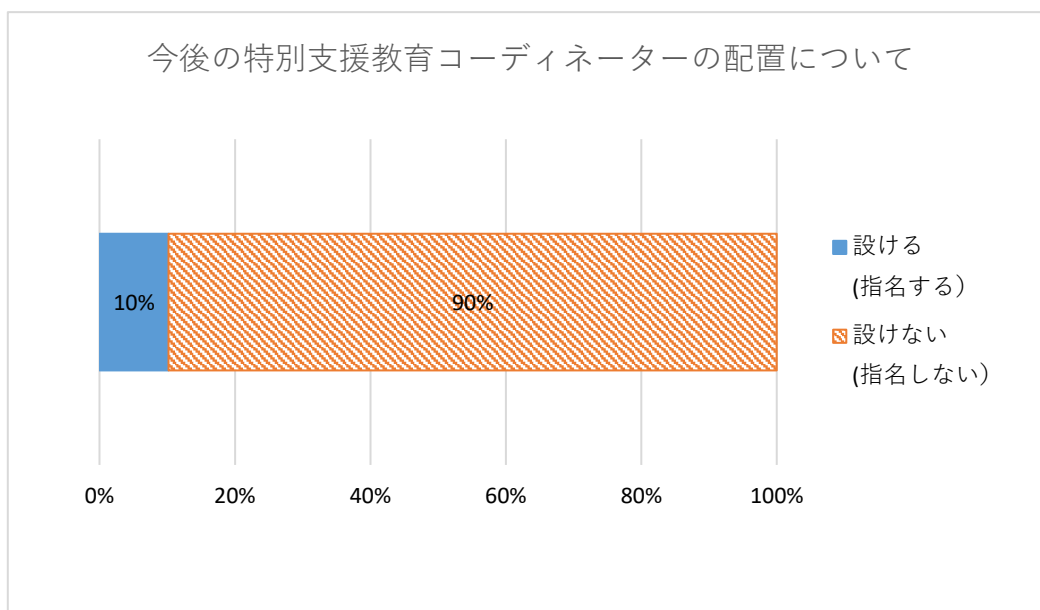
- ・担当保健師に相談、必要に応じて関係機関に相談できるから
- ・他の事業（巡回相談等）を利用しているから
- ・公立のためそのような制度が今のところない
- ・市が決定することなので不明
- ・特定せずに子どもの関わりを学び支援している。子ども保護者との信頼関係を重視している
- ・指名しなくても、対応は出来ている
- ・配置できる資金がない
- ・特別支援教育コーディネーターの役割がよく分からない。認識がなかった。知らなかった。

〈調査結果〉

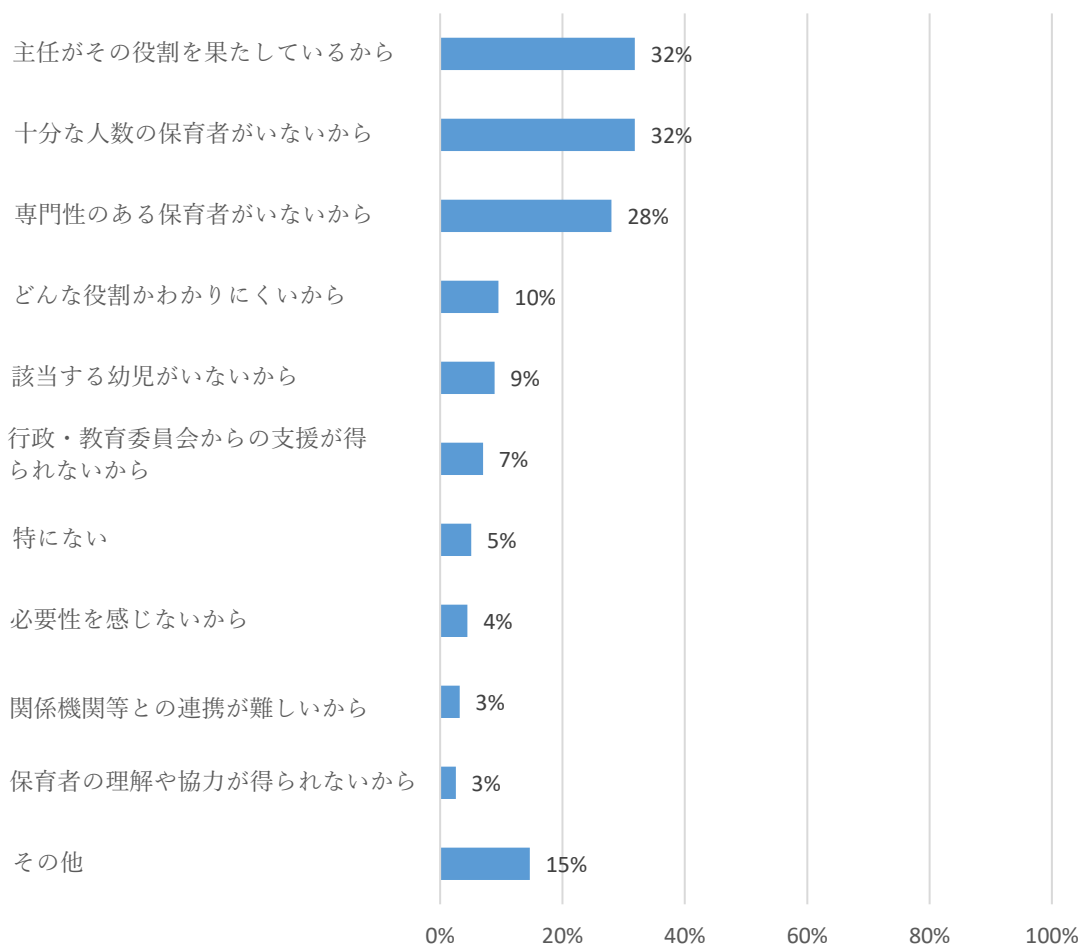
特別支援教育コーディネーターを設けて（指名して）いない理由については、「専門性のある保育者がいないから」（43%）や、「十分な人数の保育者がいないから」（38%）が上位に挙げられた。

今後、特別支援教育コーディネーターを設け（指名し）ますか、設け（指名し）ませんか。設け（指名し）ない場合は、理由を教えてください。（○はいくつでも）

※設けて（指名して）いない154園が回答



今後、特別支援教育コーディネーターを設け（指名し）ない理由について



◆その他（記述内容）

- ・今後検討していく
- ・これまで通りで特に問題がないと思う
- ・特別支援教育コーディネーターの採用が難しいから
- ・設けたいと思っているが人材確保等が困難
- ・必要性は重々感じているが人員配置のための予算措置が望まれる
- ・園長・副園長、主任がその役割を果たしているから
- ・担任を主として園全体で支援しているから
- ・経験年数があるベテラン職員が多く、必要に応じて園内での事例検討で対応しているから
- ・関係機関や市の巡回等で対応できる範囲のため
- ・市の教育委員会に特別支援教育コーディネーターがいる
- ・市の保健師と連携しているから
- ・市の巡回相談を利用するから
- ・市が決定することなので不明
- ・専門家の意見を仰ぐことができるから
- ・法人内にコーディネーターの役割ができる活動がある
- ・勉強不足だから

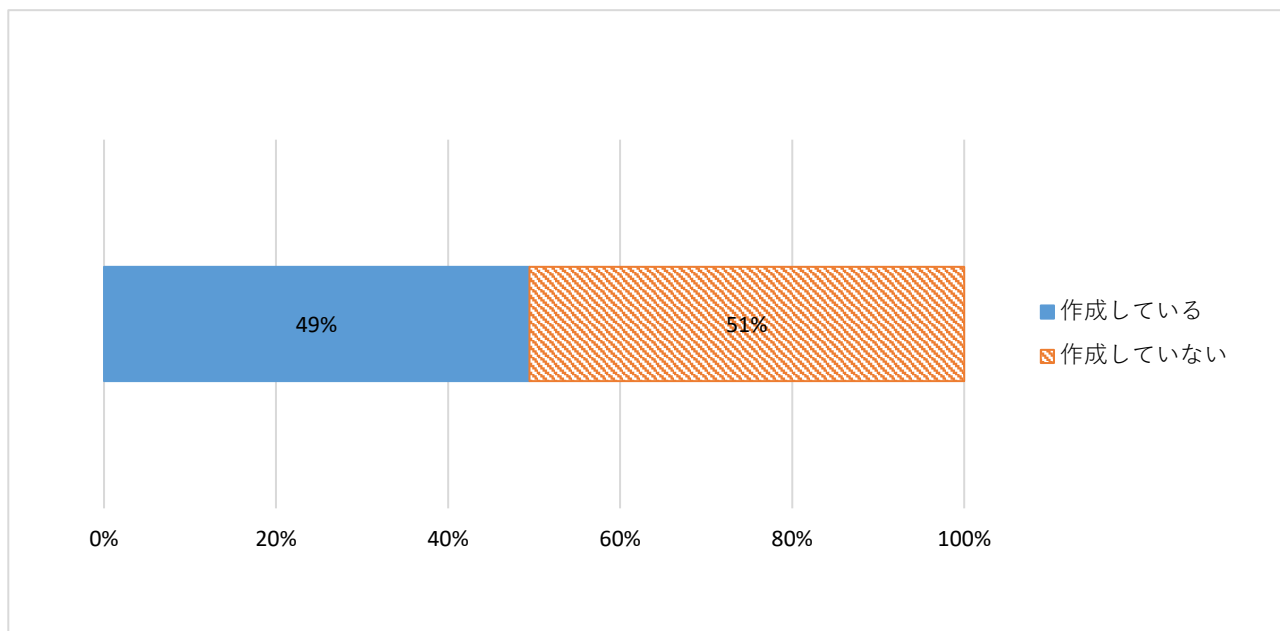
〈調査結果〉

今後、特別支援教育コーディネーターを設け（指名す）るかについて、「設け（指名し）ない」が90%であった。

その理由としては、「主任がその役割を果たしているから」「十分な人数の保育者がいないから」（32%）、「専門性のある保育者がいないから」（28%）が上位に挙がっている。

5. 個別の指導計画

貴園では配慮を必要とする幼児に対して（3歳未満児については、義務化されている「個別の計画」とは別に）、「個別の指導計画」を作成していますか。



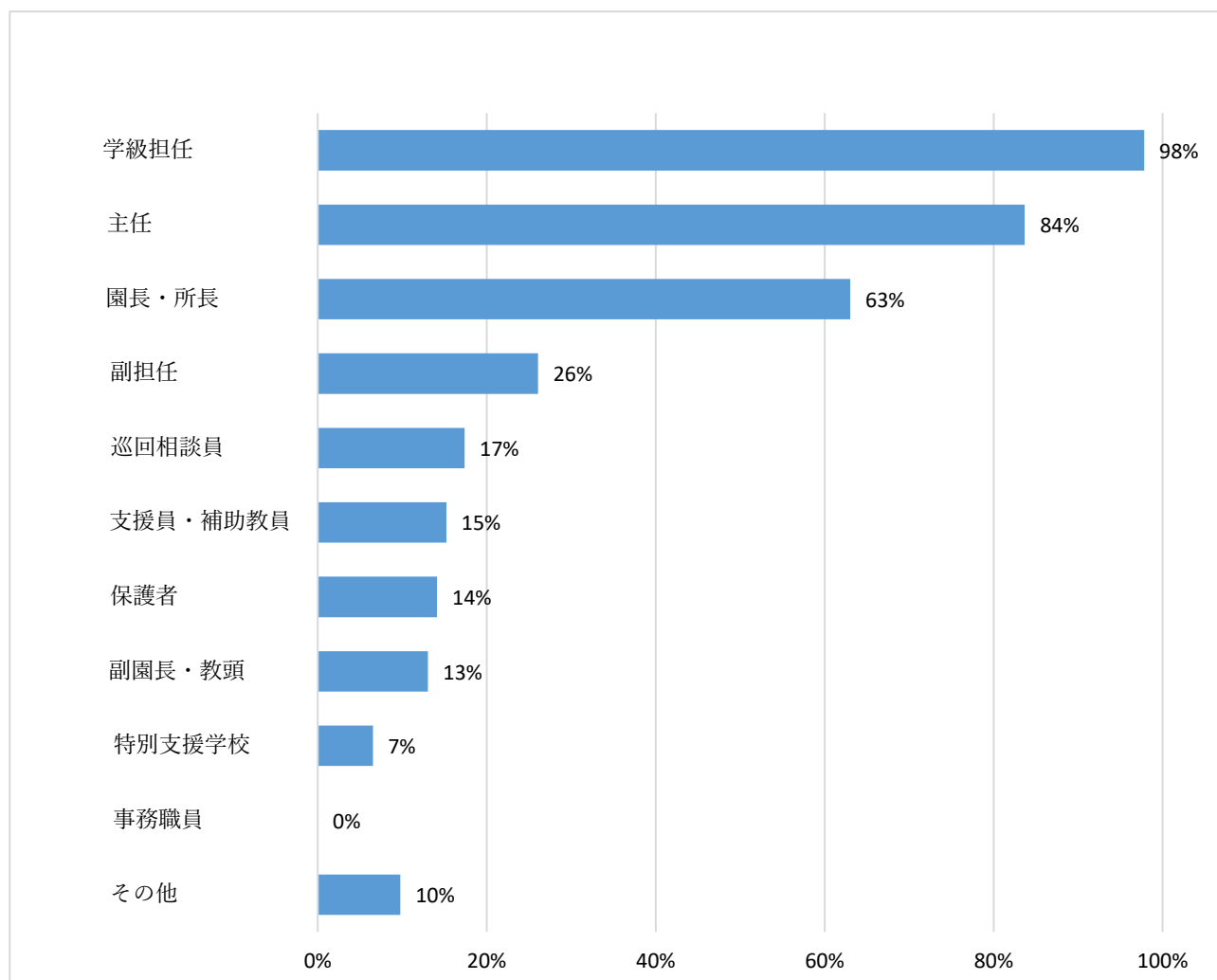
貴園で個別の指導計画を作成している幼児数を教えてください。 ※作成している92園が回答

◆ 440名

〈調査結果〉

個別の指導計画の作成状況について、「作成している」と回答した園は49%、作成している幼児数は、440名であった。

貴園では、個別の指導計画を作成する過程で、多くの場合どのようなメンバーが関わっていますか。
(○はいくつでも) ※作成している92園が回答



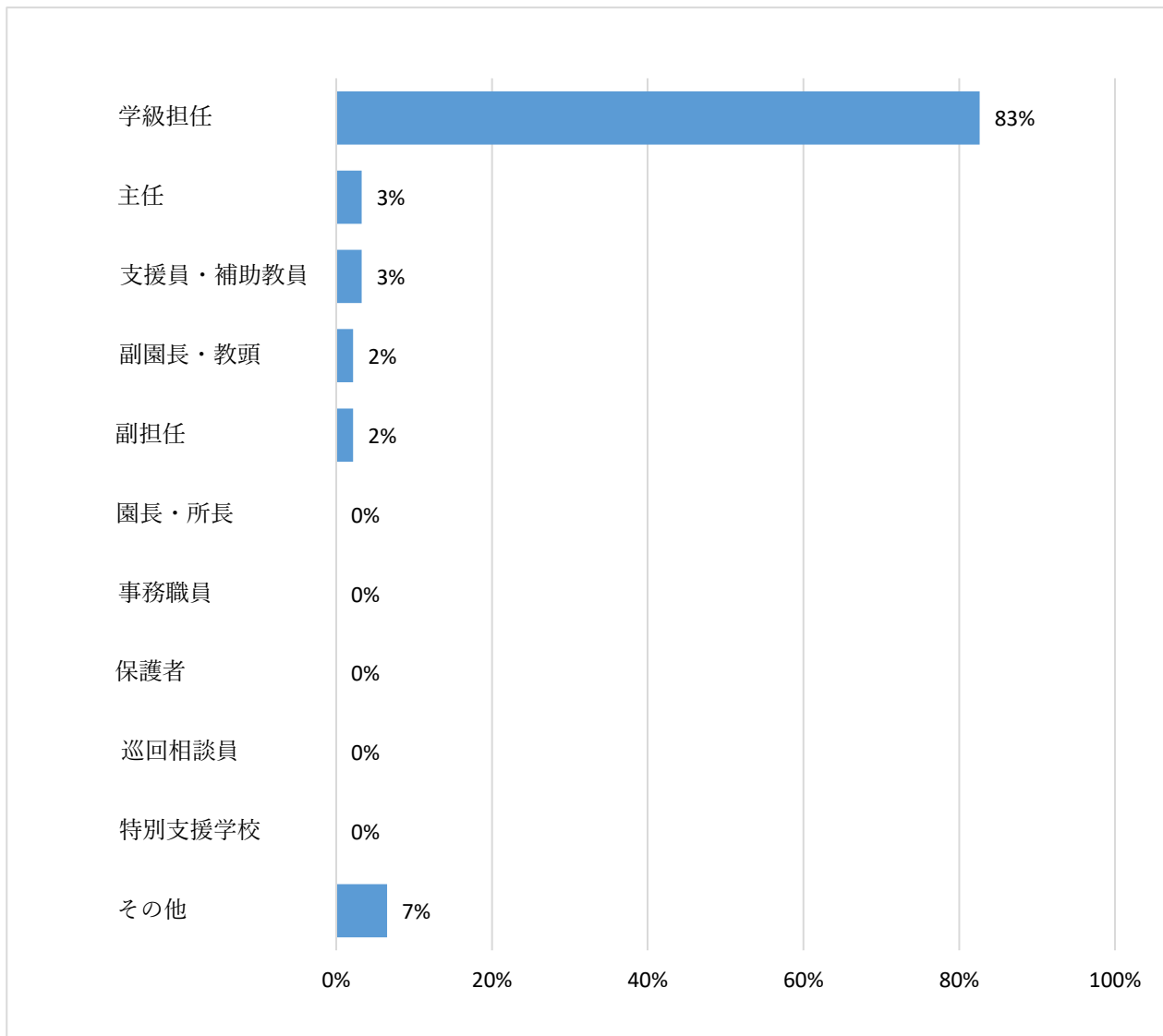
◆その他（記述内容）

- ・ 保育所等訪問支援、小児リハ室の担当
- ・ 診断名がついている幼児に対して、個別に支援する保育士
- ・ 加配保育士
- ・ 業務分野別の障がい児保育担当職員
- ・ 看護師・保健師・医師

〈調査結果〉

個別の指導計画を作成する過程で、多くの場合どのようなメンバーが関わっているかについては、「学級担任」（98%）が最も多く、次いで「主任」（84%）、「園長・所長」（63%）であった。

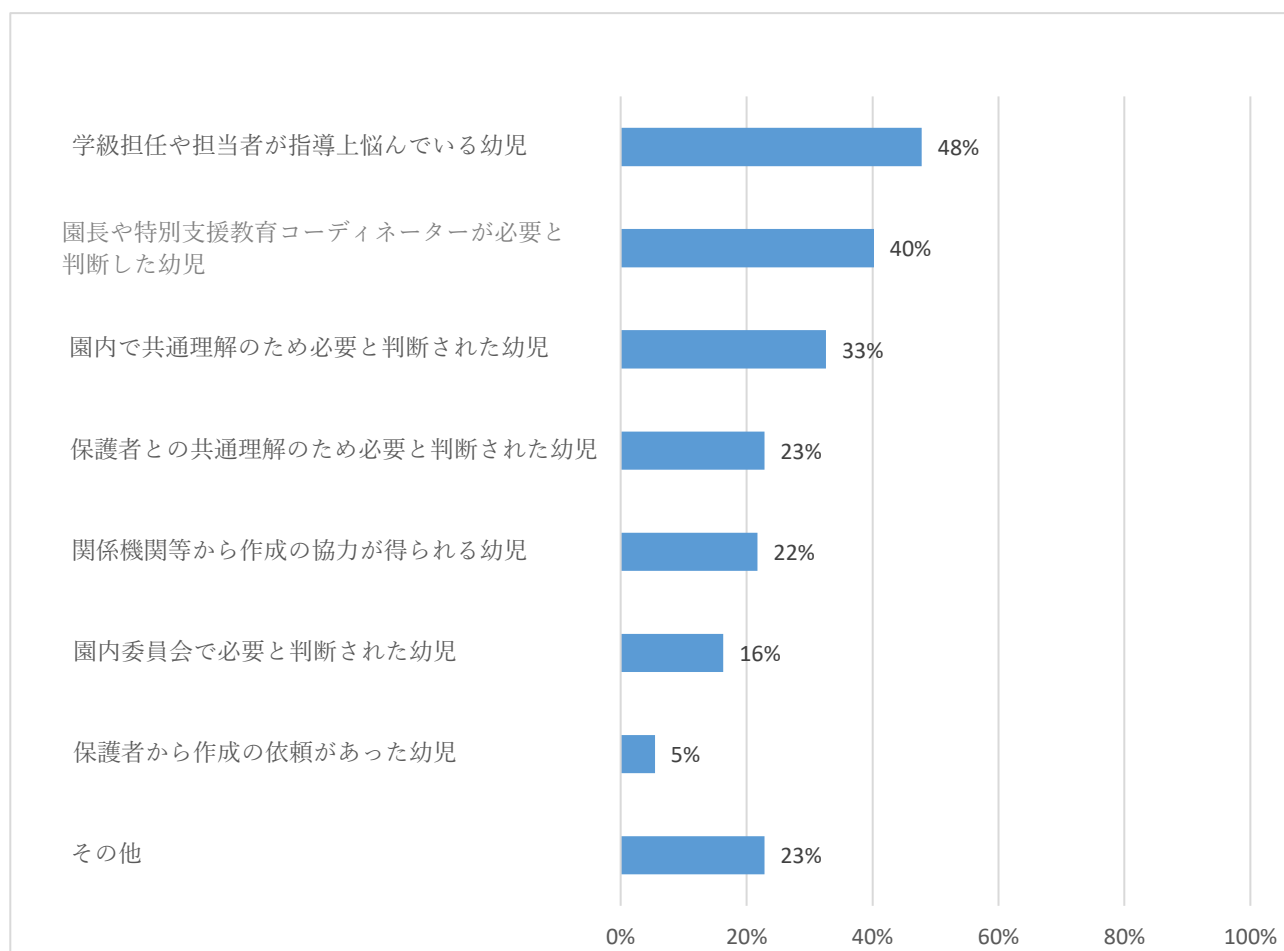
貴園で個別の指導計画の作成を主に担当している方はどなたですか。前問の選択肢から1つだけ選んでください。
※作成している92園が回答



〈調査結果〉

個別の指導計画の作成を主に担当しているのは、「学級担任」(83%)が最も多かった。

どのような幼児を対象にして作成していますか。(〇はいくつでも) ※作成している92園が回答



◆その他（記述内容）

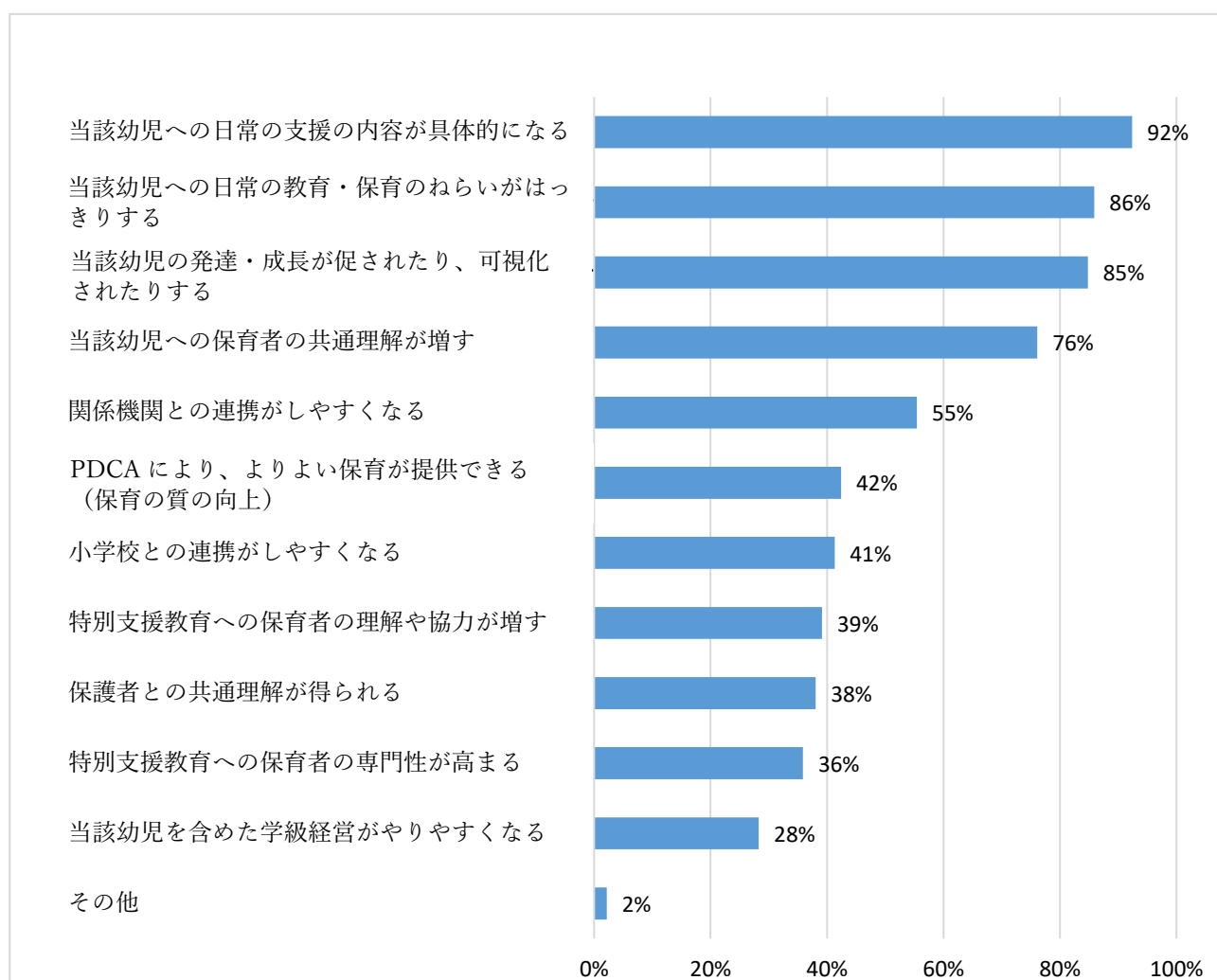
- ・主に療育機関、外部療育機関等を利用している幼児
- ・療育手帳・障害者手帳・診断書・医師による意見書等がある幼児、それに準じた幼児
- ・医療的なケアを必要とする幼児
- ・個別に支援するための保育者がついている幼児
- ・全園児

〈調査結果〉

個別の指導計画作成の対象にしている幼児については、「学級担任や担当者が指導上悩んでいる幼児」（48%）、「園長や特別支援教育コーディネーターが必要と判断した幼児」（40%）、「園内で共通理解のため必要と判断された幼児」（33%）が上位に挙がった。

作成・活用することでの教育的な意義や効果について教えてください。(〇はいくつでも)

※作成している92園が回答



◆その他(記述内容)

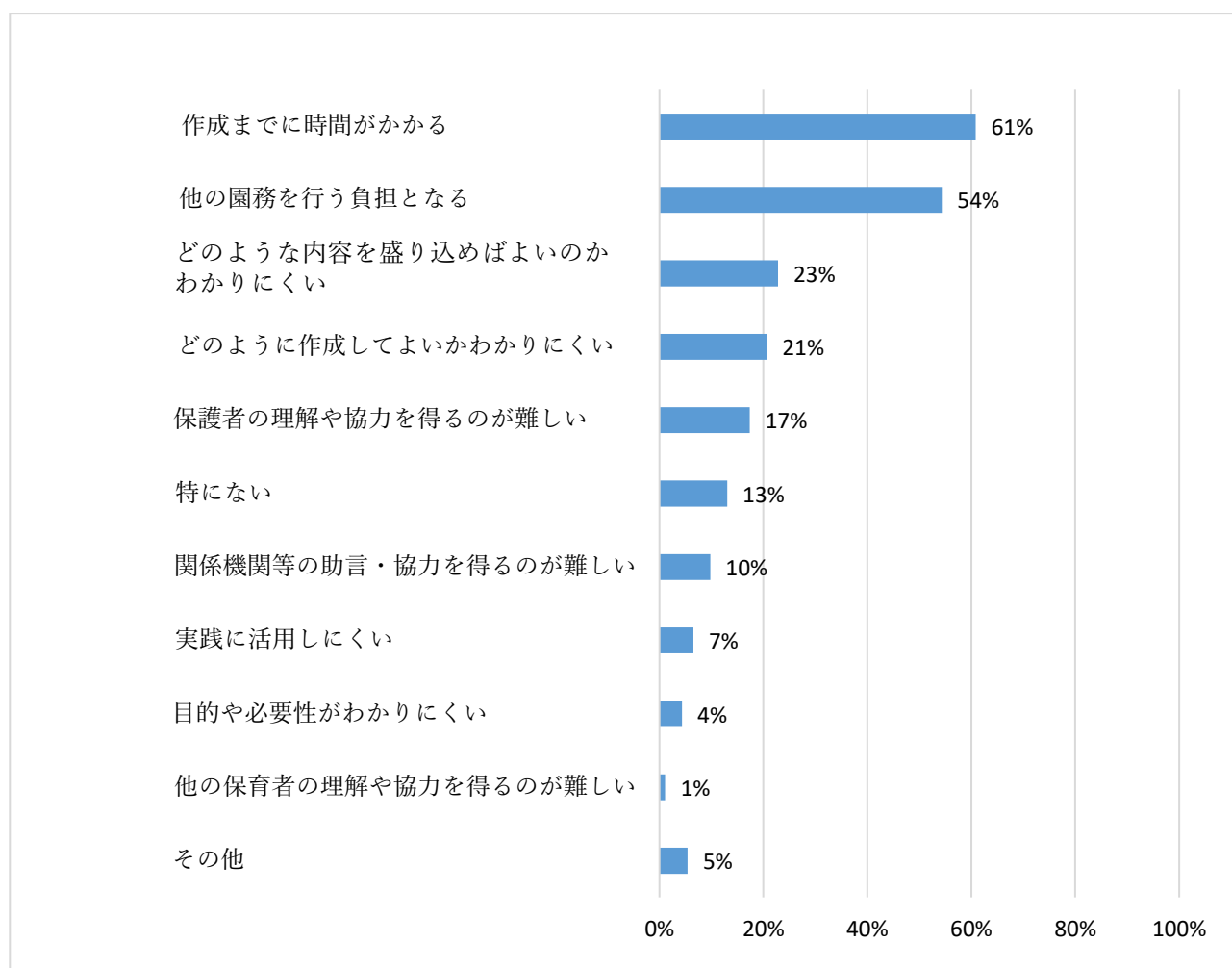
- ・担任1人で悩まずに相談しながら保育することが出来る
- ・該当幼児のかかわり方や特性がわかってくる

〈調査結果〉

個別の指導計画を作成・活用することによる教育的な意義や効果について、「当該幼児への日常の支援の内容が具体的になる」(92%)、「当該幼児への日常の教育・保育のねらいがはっきりする」(86%)、「当該幼児の発達・成長が促されたり、可視化されたりする」(85%)、「当該幼児への保育者の共通理解が増す」(76%)、「関係機関との連携がしやすくなる」(55%)が多かった。

作成・活用にあたっての困難や課題があれば教えてください。(〇はいくつでも)

※作成している92園が回答



◆その他（記述内容）

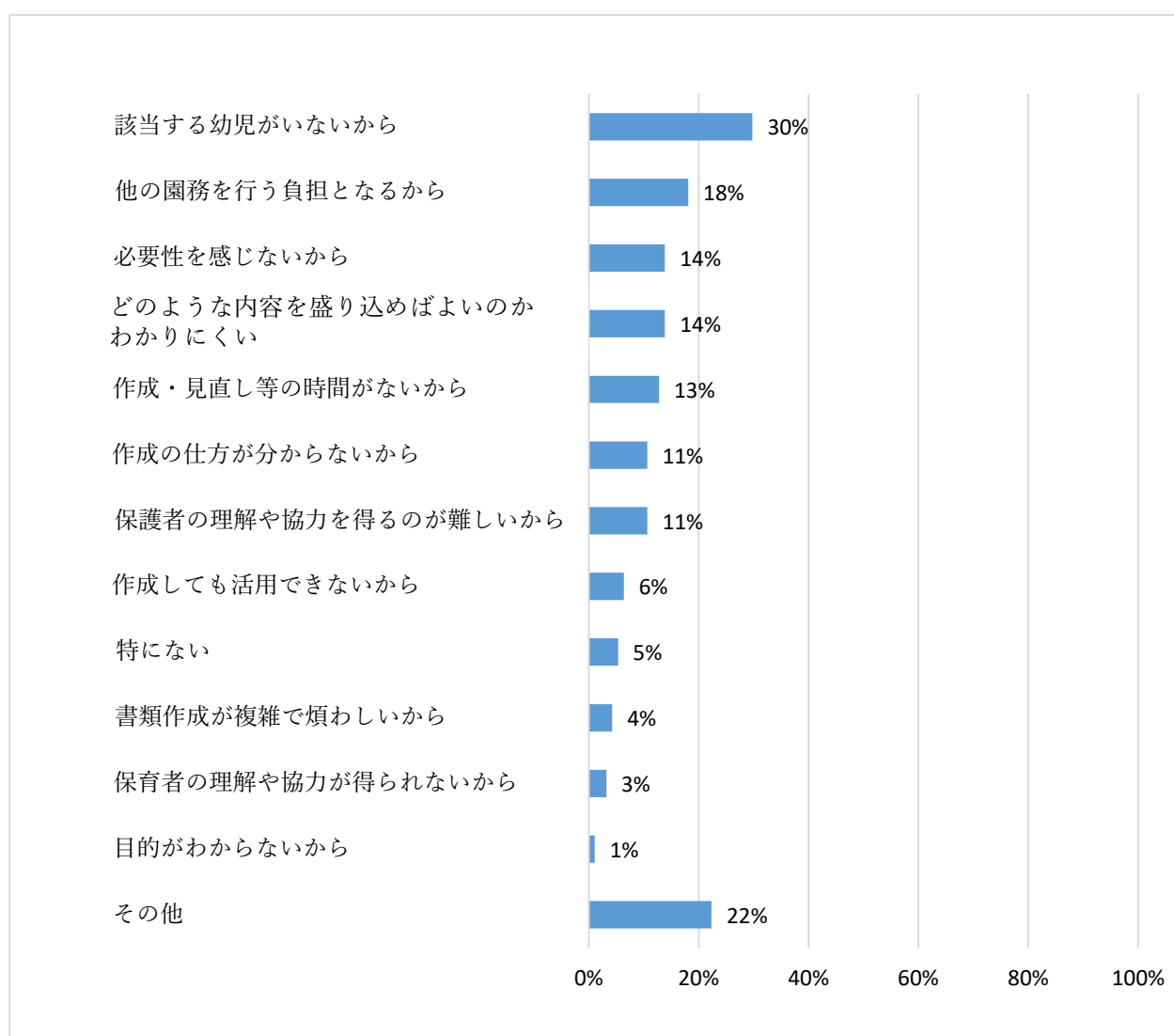
- ・個別計画の中に取り入れている
- ・その子の目標に合っているのか不安
- ・書類作成時間確保
- ・個別計画書類以外の書類が多い
- ・該当園児がクラスに複数在籍する場合、担任の負担が大きく作成のための時間の確保が困難
- ・自治体の子育て支援課の理解、現場との温度差

〈調査結果〉

個別の指導計画の作成・活用にあたっての困難や課題については、「作成までに時間がかかる」（61%）、「他の園務を行う負担となる」（54%）が多く回答されていた。また、「どのような内容を盛り込めばよいのかわかりにくい」（23%）、「どのように作成してよいかわかりにくい」（21%）の回答も上位に挙がっている。

個別の指導計画を作成しない理由を教えてください。(〇はいくつでも)

※作成していない94園が回答



◆その他（記述内容）

- ・これから検討していく
- ・診断が出た時期が夏休み前だったから
- ・「計画」はクラス全体の指導の中へ位置づけている
- ・2歳児の個別計画に盛り込んでいるため
- ・通常の指導計画と成長の記録で十分と感じているから
- ・個別計画記録の記載だけで十分だから
- ・未満児の個別計画で対応している。障害ではあるがはっきりと診断が出ていない
- ・3歳未満児は、義務化の個別計画の中で作成しているため。3歳以上児は、はっきりした診断名がついていないため
- ・個別計画を本児に合わせた計画にし、活用するとともに、対象児が通所している関係機関の報告書を保護者の理解のもとで活用しているため

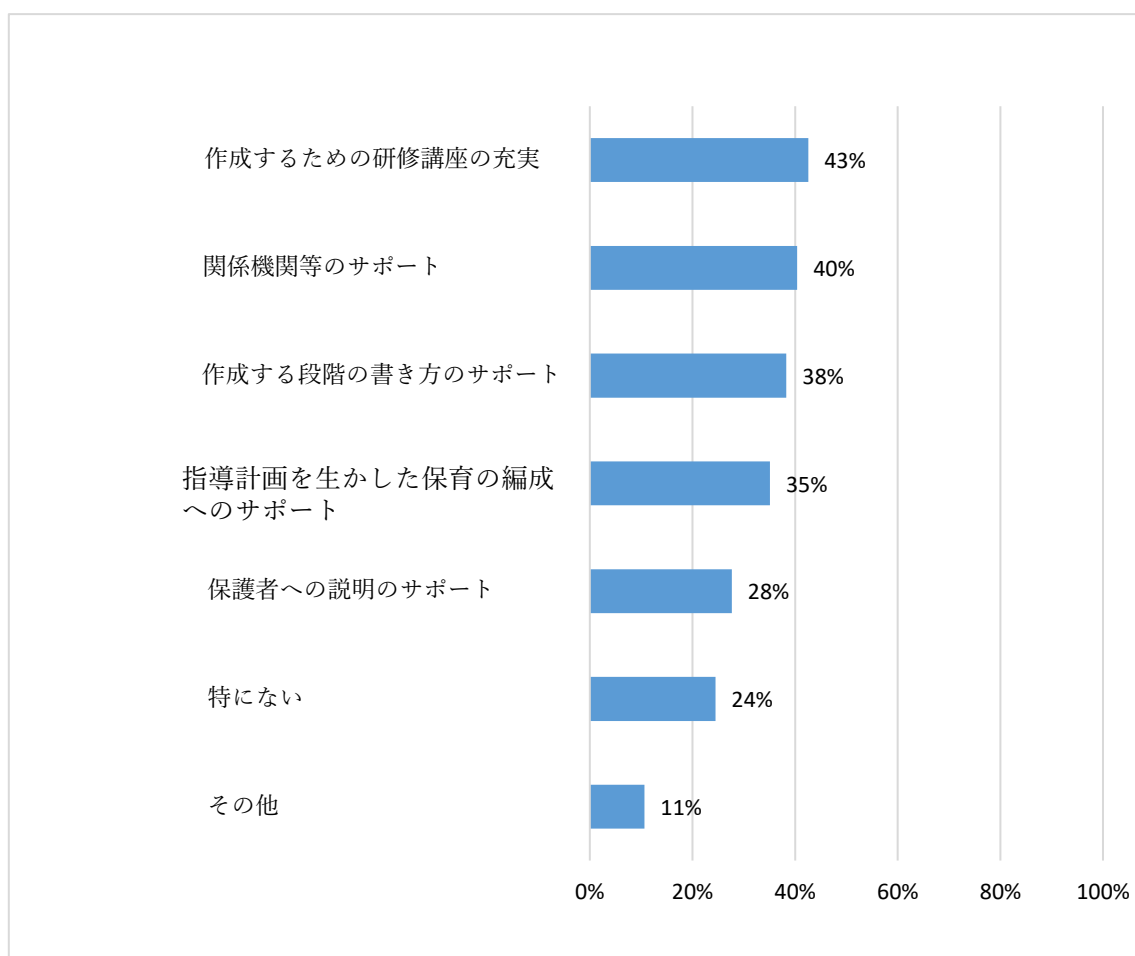
- ・日々の保育の中で対応に問題等は、法人内の機関に相談している
- ・療育機関で作成してもらっているものを使用
- ・ケース会議で打ち合わせをしているため
- ・個々対応により、専門機関と連携による支援を行っているため
- ・障害等の診断が出た場合のみ個別の計画を立てている。個別の計画の大切さはわかっているが書類漬けは本当に負担
- ・手帳をもっている子どもがいないため
- ・指導計画を立てるまでの気になる子ではない

〈調査結果〉

個別の指導計画を作成していない理由について、「該当する幼児がいないから」（30%）、「他の園務を行う負担となるから」（18%）、「必要性を感じないから」「どのような内容を盛り込めばよいのかわかりにくい」（14%）が上位に挙がった。

どのような支援があれば作成できると思いますか。(〇はいくつでも)

※作成していない94園が回答



◆その他（記述内容）

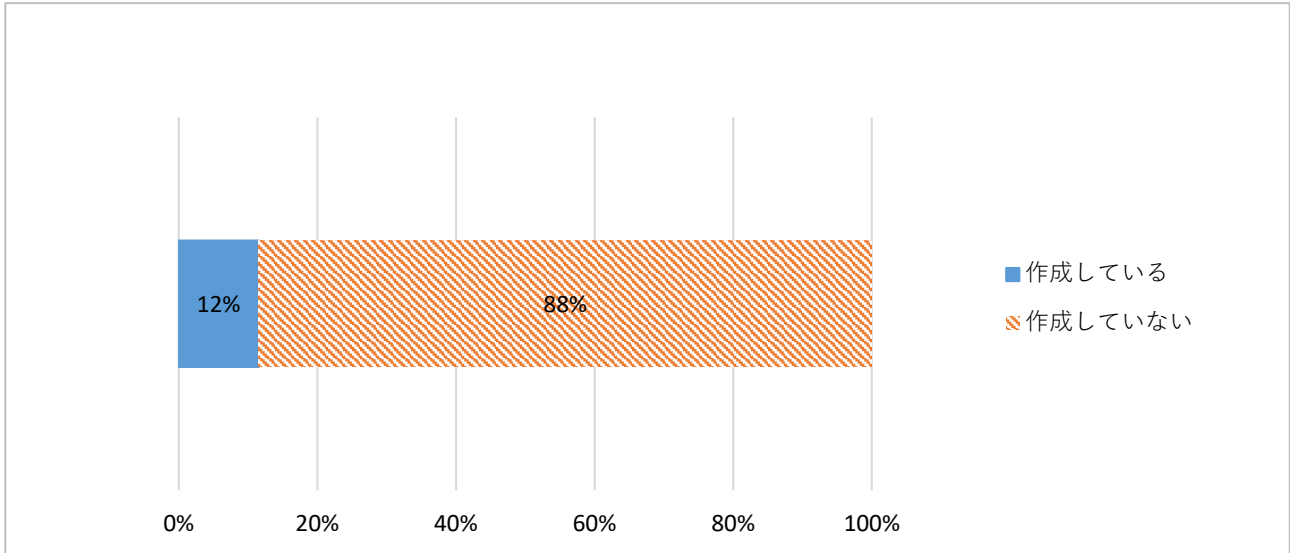
- ・ 専門知識を持つ教職員増員のための補助
- ・ 十分な職員配置の加配
- ・ 具体的に手厚い保育ができるように、人材の確保をする
- ・ 新たな書類を増やすのではなく、既に使用しているものを活用できるといい。書類が重複すると仕事量が増える

〈調査結果〉

どのような支援があれば個別の指導計画を作成できるかについて、「作成するための研修講座の充実」（43%）が最も多く、以下「関係機関等のサポート」（40%）、「作成する段階の書き方のサポート」（38%）、「指導計画を生かした保育の編成へのサポート」（35%）の順であった。

6. 個別の教育支援計画

貴園では「個別の教育支援計画」を作成していますか。



貴園で個別の教育支援計画を実際に作成している幼児数を教えてください。

※作成している21園が回答

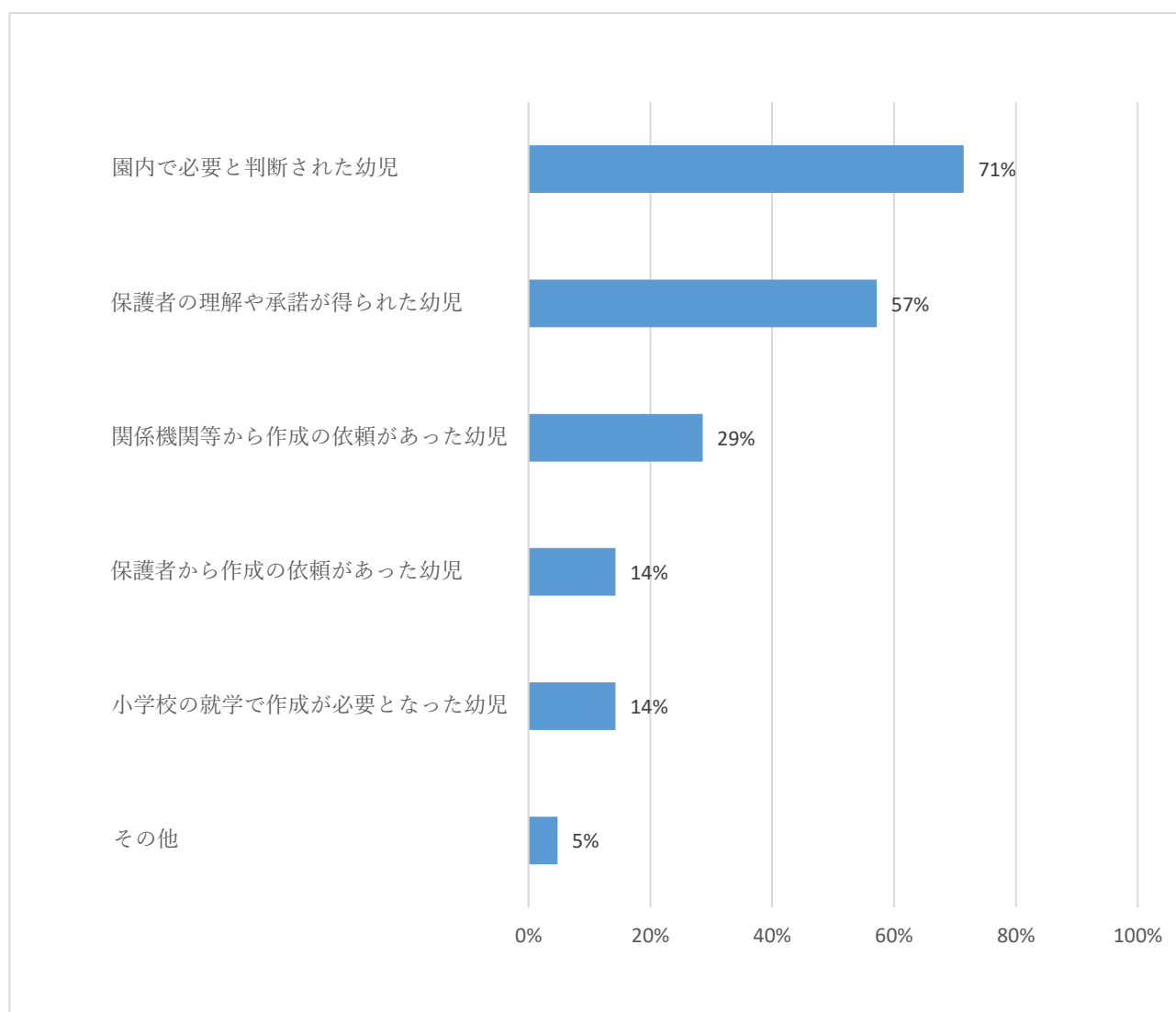
◆ 59名

〈調査結果〉

個別の教育支援計画の作成について、「作成している」と回答した園は12%、作成している幼児数は、59名であった。

どのような幼児を対象にして作成していますか。(〇はいくつでも)

※作成している21園が回答



◆その他（記述内容）

- ・個別に支援するための保育者がついている幼児

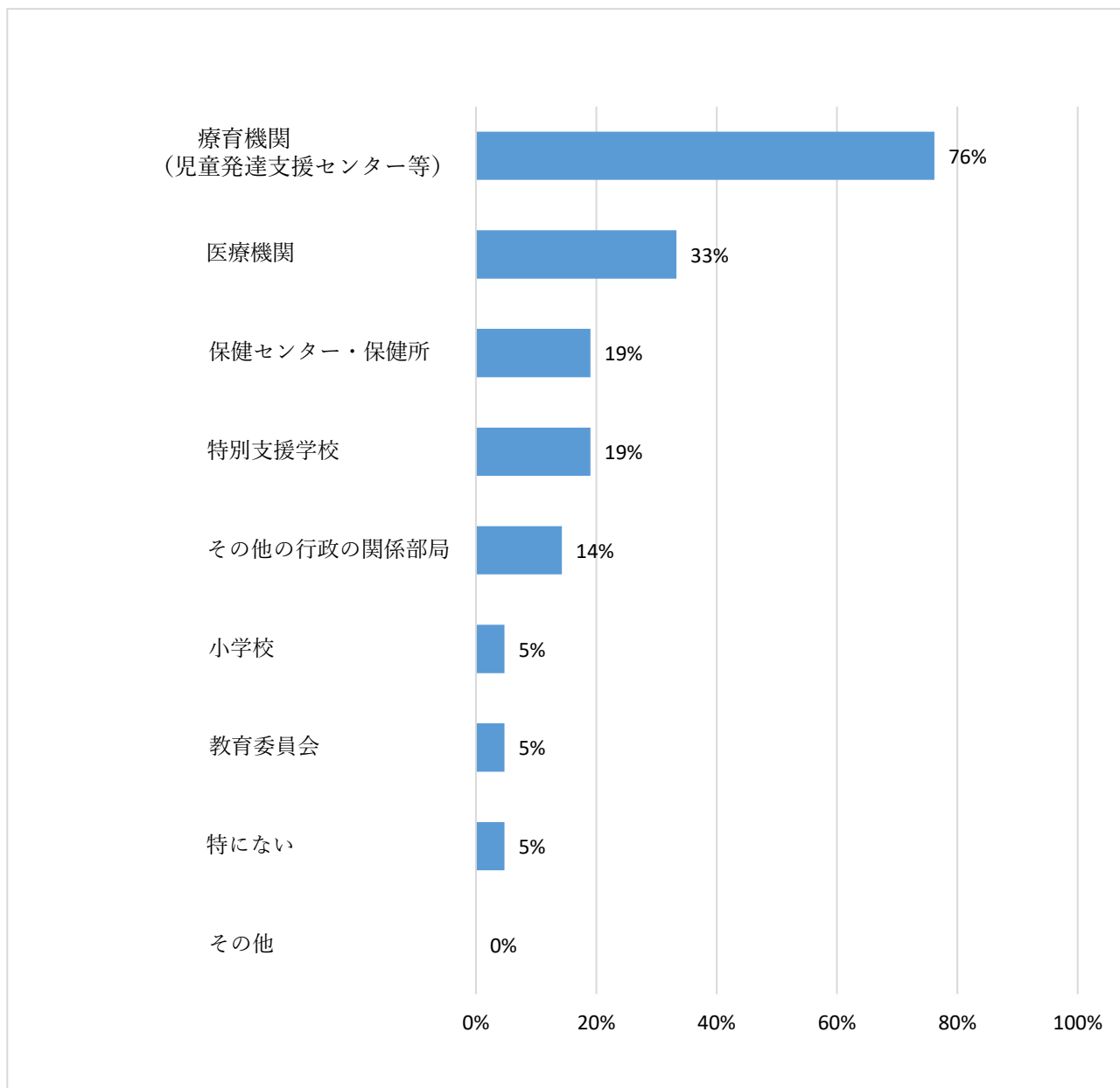
〈調査結果〉

個別の教育支援計画作成の対象にしている幼児については、「園内で必要と判断された幼児」（71%）が最も多く、「保護者の理解や承諾が得られた幼児」（57%）、「関係機関等から作成の依頼があった幼児」（29%）が上位に挙げられた。

保護者に加え、作成にあたって連携・協力している機関があれば教えてください。

(○はいくつでも)

※作成している21園が回答

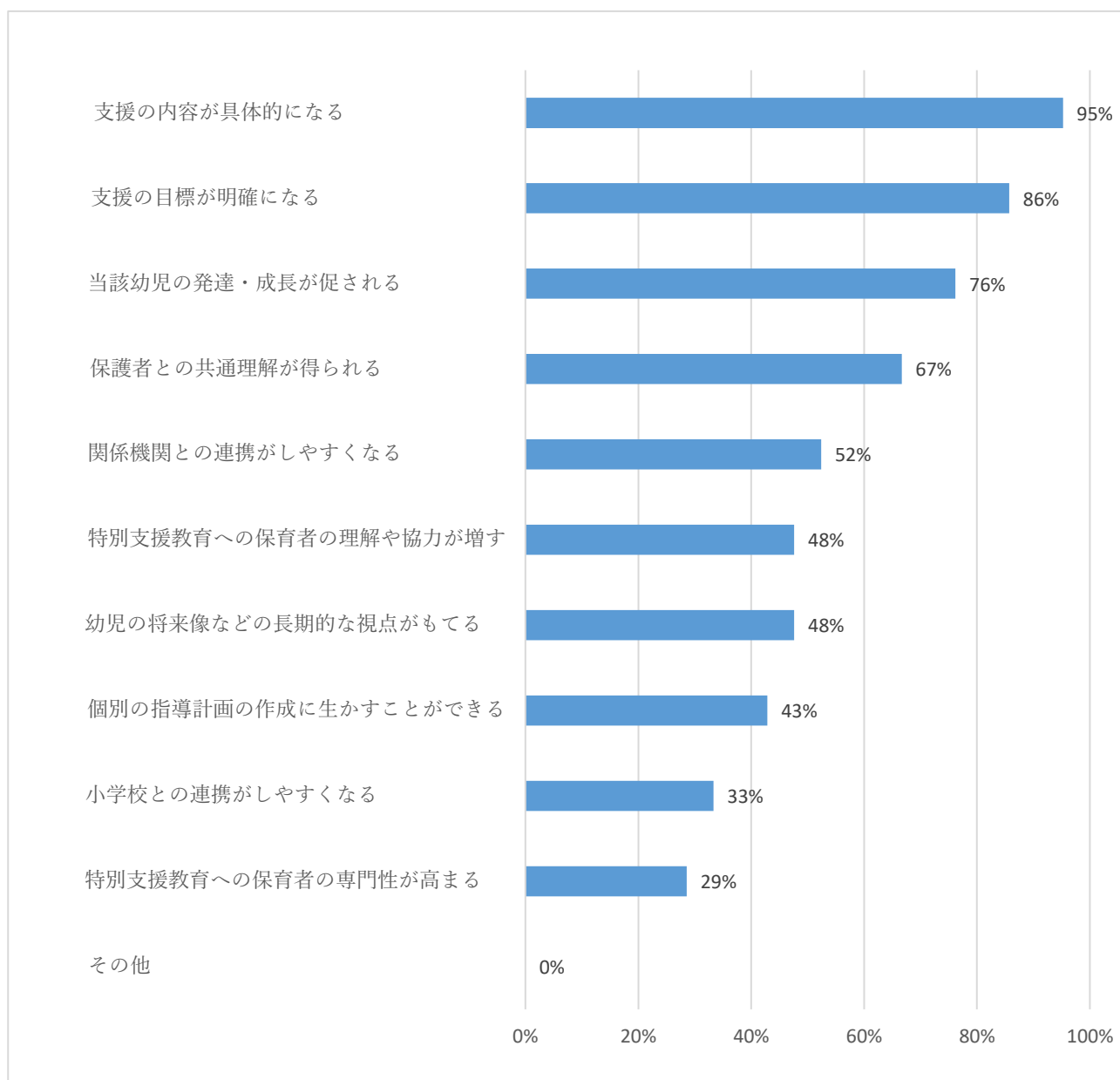


〈調査結果〉

個別の教育支援計画の作成にあたり、保護者に加え連携・協力している機関について、「療育機関（児童発達支援センター等）」（76%）が最も多く、次いで「医療機関」（33%）、「保健センター・保健所」「特別支援学校」（19%）、「その他の行政の関係部局」（14%）であった。

作成・活用することでの教育的な意義や効果について教えてください。(〇はいくつでも)

※作成している21園が回答

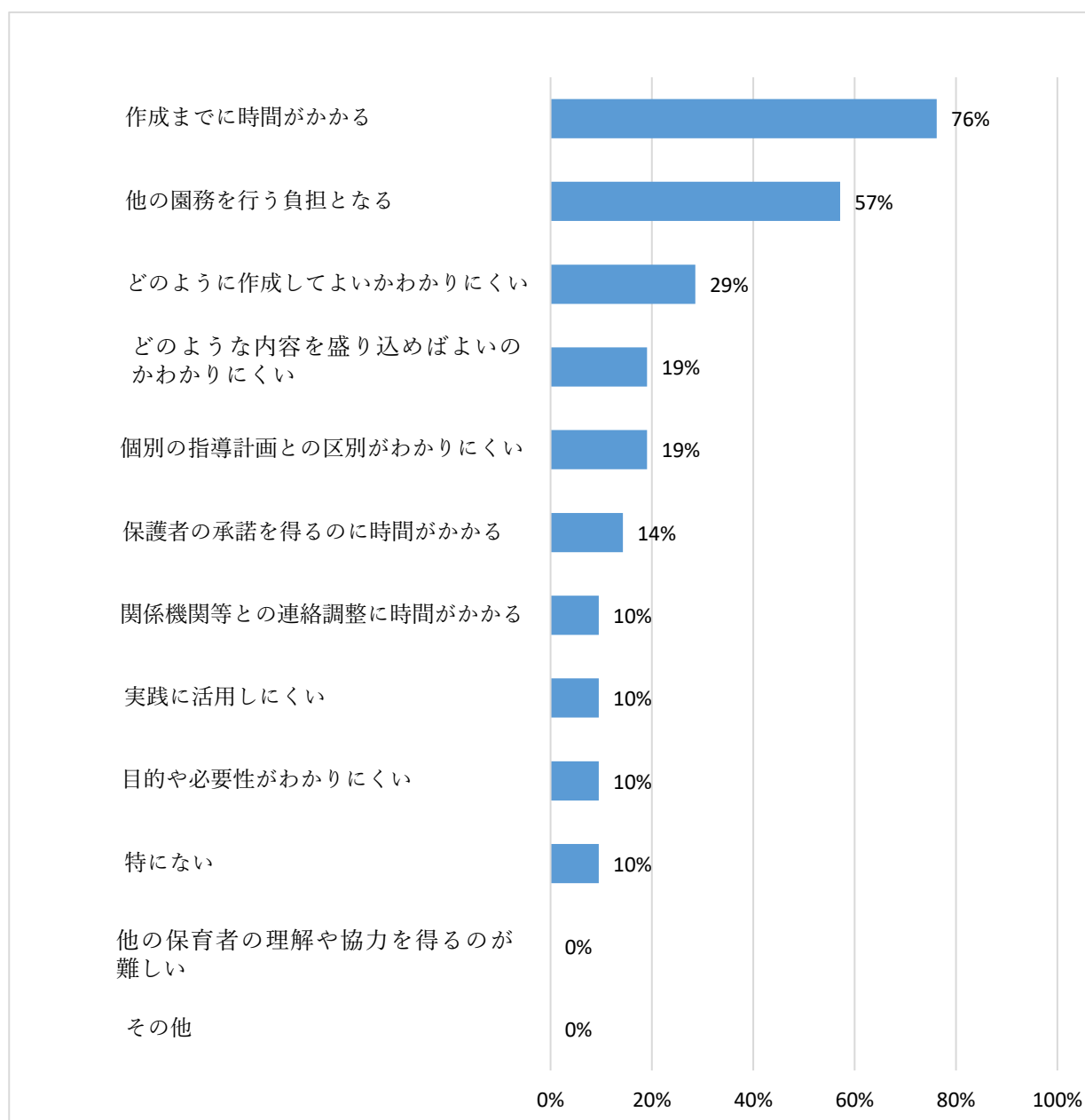


〈調査結果〉

個別の教育支援計画を作成・活用することによる教育的な意義や効果について、「支援の内容が具体的になる」(95%)、「支援の目標が明確になる」(86%)、「当該幼児の発達・成長が促される」(76%)、「保護者との共通理解が得られる」(67%)、「関係機関との連携がしやすくなる」(52%)が多かった。

作成・活用にあたっての困難や課題があれば教えてください。(〇はいくつでも)

※作成している21園が回答

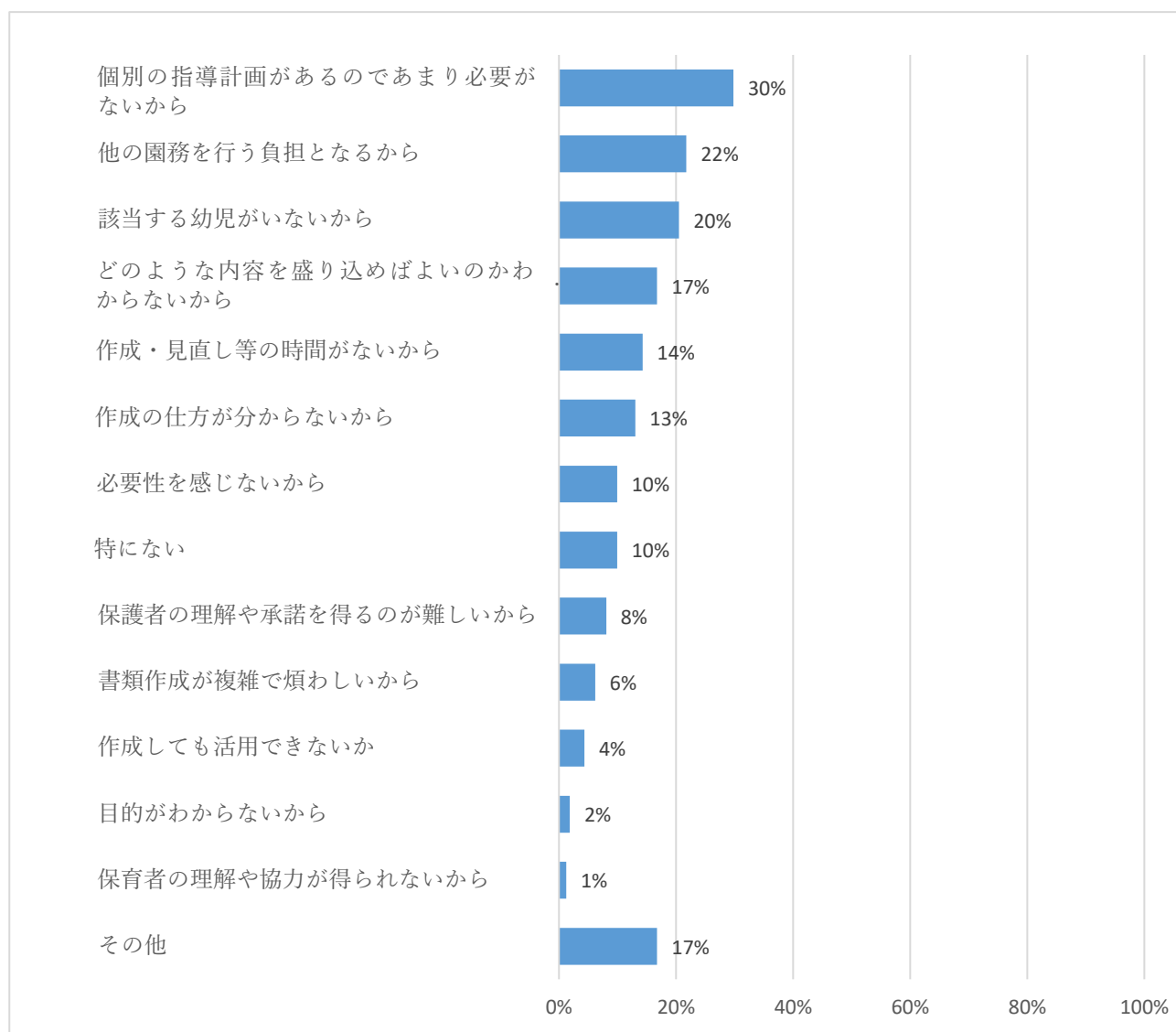


〈調査結果〉

個別の教育支援計画の作成・活用にあたっての困難や課題については、「作成までの時間がかかる」(76%)、「他の園務を行う負担となる」(57%)が多く回答されていた。また、「どのように作成してよいかわかりにくい」(29%)、「どのような内容を盛り込めばよいかわかりにくい」「個別の指導計画との区別がわかりにくい」(19%)の回答も上位に挙がっている。

個別の教育支援計画を作成しない理由を教えてください。(○はいくつでも)

※作成していない161園が回答



◆その他（記述内容）

- ・ 今後、検討したい
- ・ 転園先・進学先との引継ぎが充分できない
- ・ 年度始めに該当児が居なかったため
- ・ 幼児期は「全員就学」が大きな計画であるため
- ・ 個別の支援計画と同じになるから
- ・ 個別保育計画を作成しているので
- ・ 個別の指導計画に自発センターとの話し合いの中で必要なものは入れている
- ・ 保護者が受け入れていないと作成しても生かせない
- ・ はっきりした診断名の幼児がないから
- ・ 書類作成時間確保が困難、個別計画書類以外の書類が多い

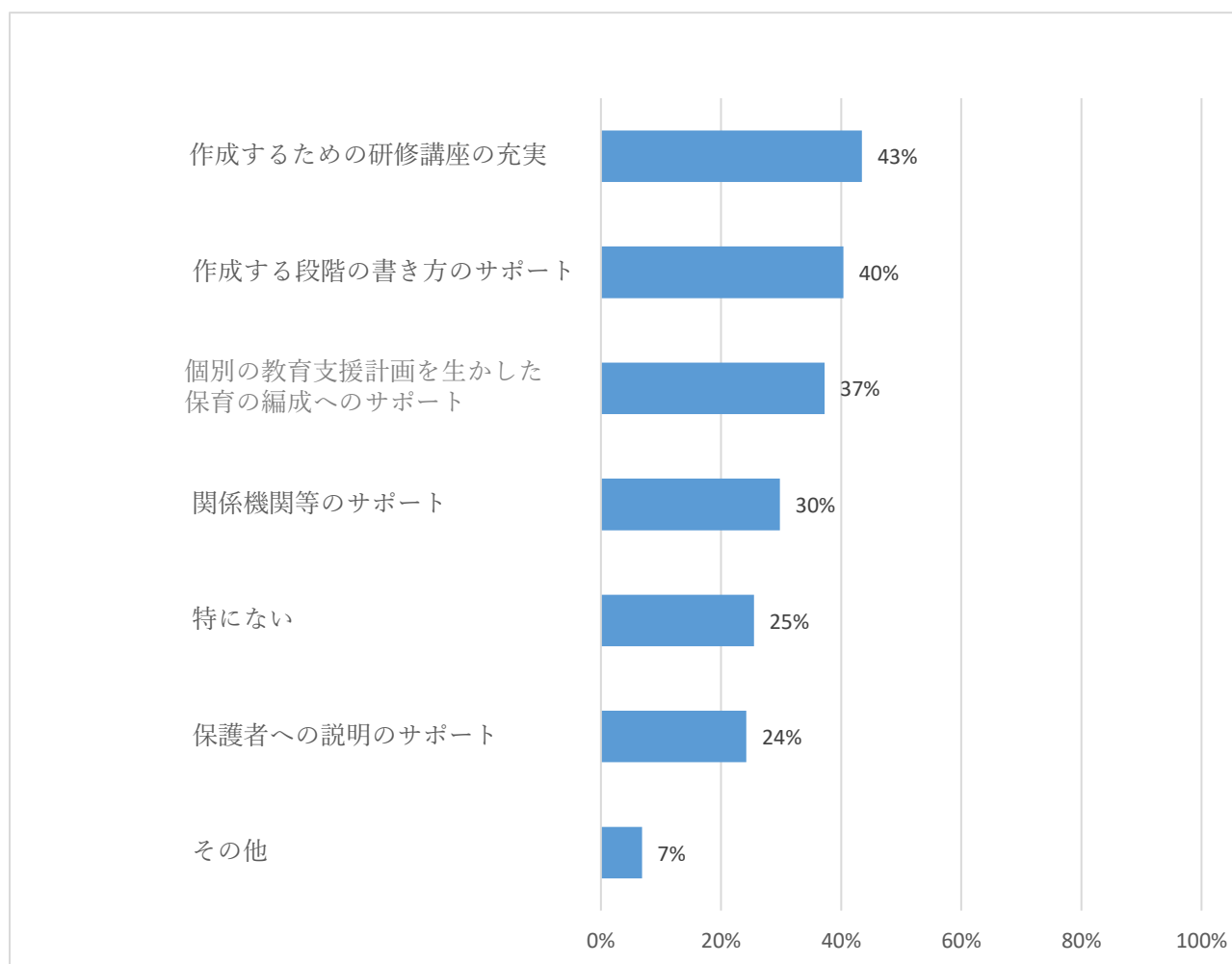
- ・ケース会議を行っている
- ・通所施設とのモニタリングをする
- ・他関係機関との個別の連携が確率できていない
- ・療育機関のものを使用
- ・療育機関と連携し、そちらの支援計画に沿って支援を行っているから
- ・障害児サービスの児童発達支援を利用して、相談員さんが作成したものを共有している
- ・並行通園や療育を利用している場合は、並行通園先や療育が中心となって作成しているため
- ・発達支援センターとの話し合いで対応できている
- ・個別の指導計画を基に、また保護者を仲介して関係機関からの資料やアドバイス等を参考にし、保育を進めているため
- ・個別の指導計画と個別の教育支援計画の違いがわからないから
- ・該当児童が在籍していない

〈調査結果〉

個別の教育支援計画を作成していない理由について、「個別の指導計画があるのであまり必要ないから」(30%)、「他の園務を行う負担となるから」(22%)、「該当する幼児がいないから」(20%)、「どのような内容を盛り込めばよいのかわからないから」(17%)が上位に挙がった。

どのような支援があれば作成できると思いますか。(〇はいくつでも)

※作成していない161園が回答



◆その他（記述内容）

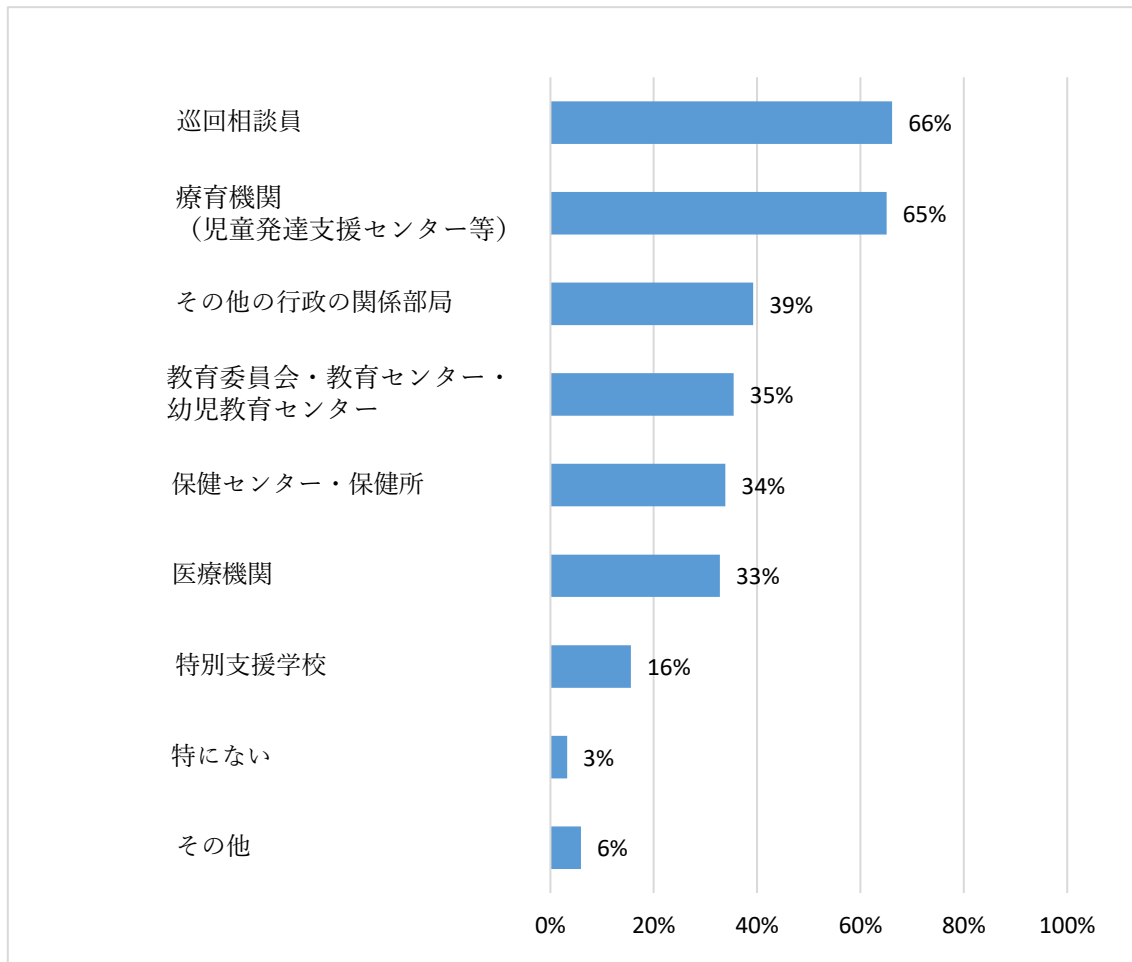
- ・ 保育者の加配または加配のための財政的支援、人材の増員、十分な人手
- ・ 十分な保育士の配置 パート込みでの保育体制では難しい
- ・ 専門性の高い常勤職員の配置
- ・ 特に必要がないと思う

〈調査結果〉

どのような支援があれば個別の教育支援計画を作成できるかについて、「作成するための研修講座の充実」（43%）が最も多く、以下「作成する段階の書き方のサポート」（40%）、「個別の教育支援計画を生かした保育の編成へのサポート」（37%）、「関係機関等のサポート」（30%）の順であった。

7. 関係機関や専門家の活用

貴園では、特別な配慮を必要とする幼児の指導について、どのような関係機関や専門家を活用していますか。(〇はいくつでも)



◆その他（記述内容）

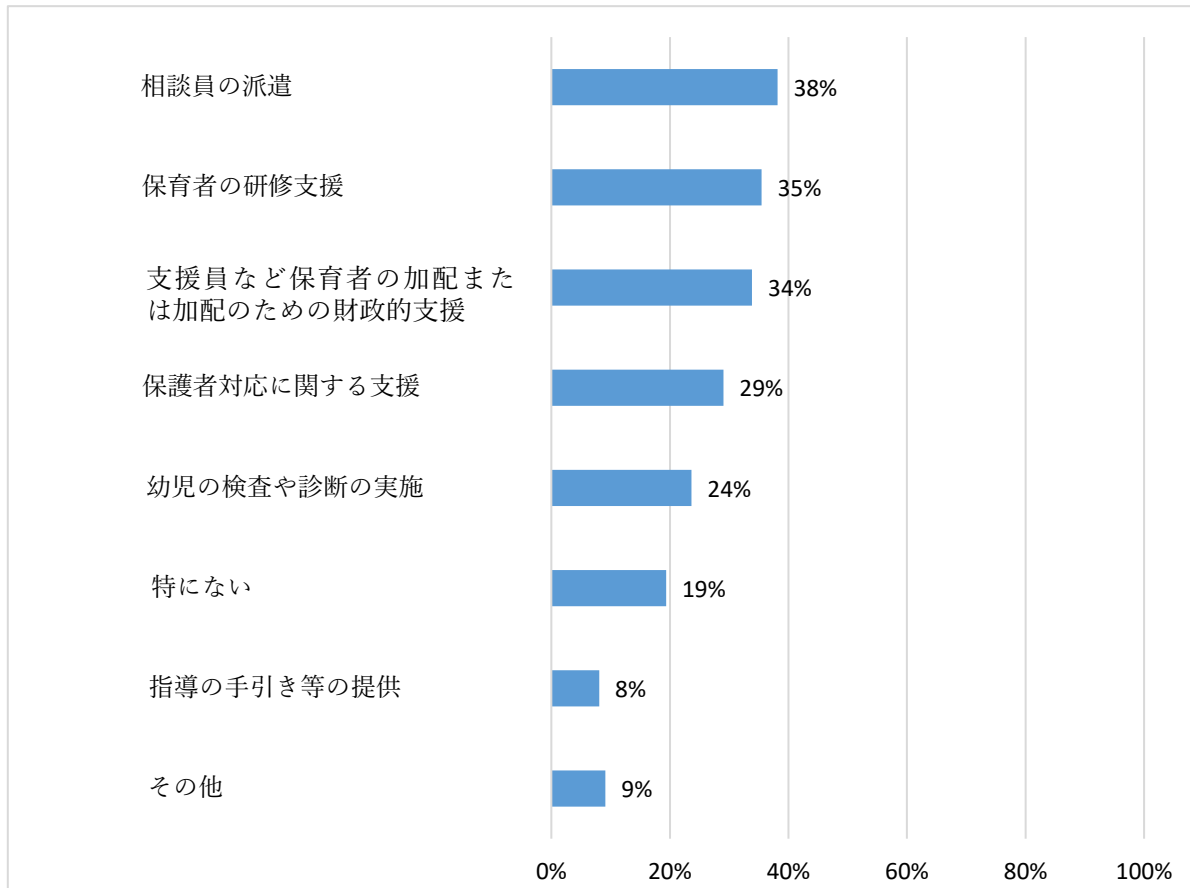
- ・大学教授
- ・山梨県障害児(者)地域療育等支援事業 保育所等相談支援
- ・認定心理士
- ・カウンセラー 元児童相談所所長
- ・スクールカウンセラー（臨床心理士）
- ・保健師 家庭相談員

〈調査結果〉

特別な配慮を必要とする幼児の指導に、どのような関係機関や専門家を活用しているかについて、「巡回相談員」（66%）が最も多く、次いで「療育機関（児童発達支援センター等）」（65%）、「その他の行政の関係部局」（39%）、「教育委員会・教育センター・幼児教育センター」（35%）、「保健センター・保健所」（34%）、「医療機関」（33%）、「特別支援学校」（16%）となった。

8. 行政からの支援

特別な配慮を必要とする幼児の保育について、行政（設置者の教育委員会や関連の福祉部局など）から貴園への支援には、現在どのようなものがありますか。（○はいくつでも）



◆その他（記述内容）

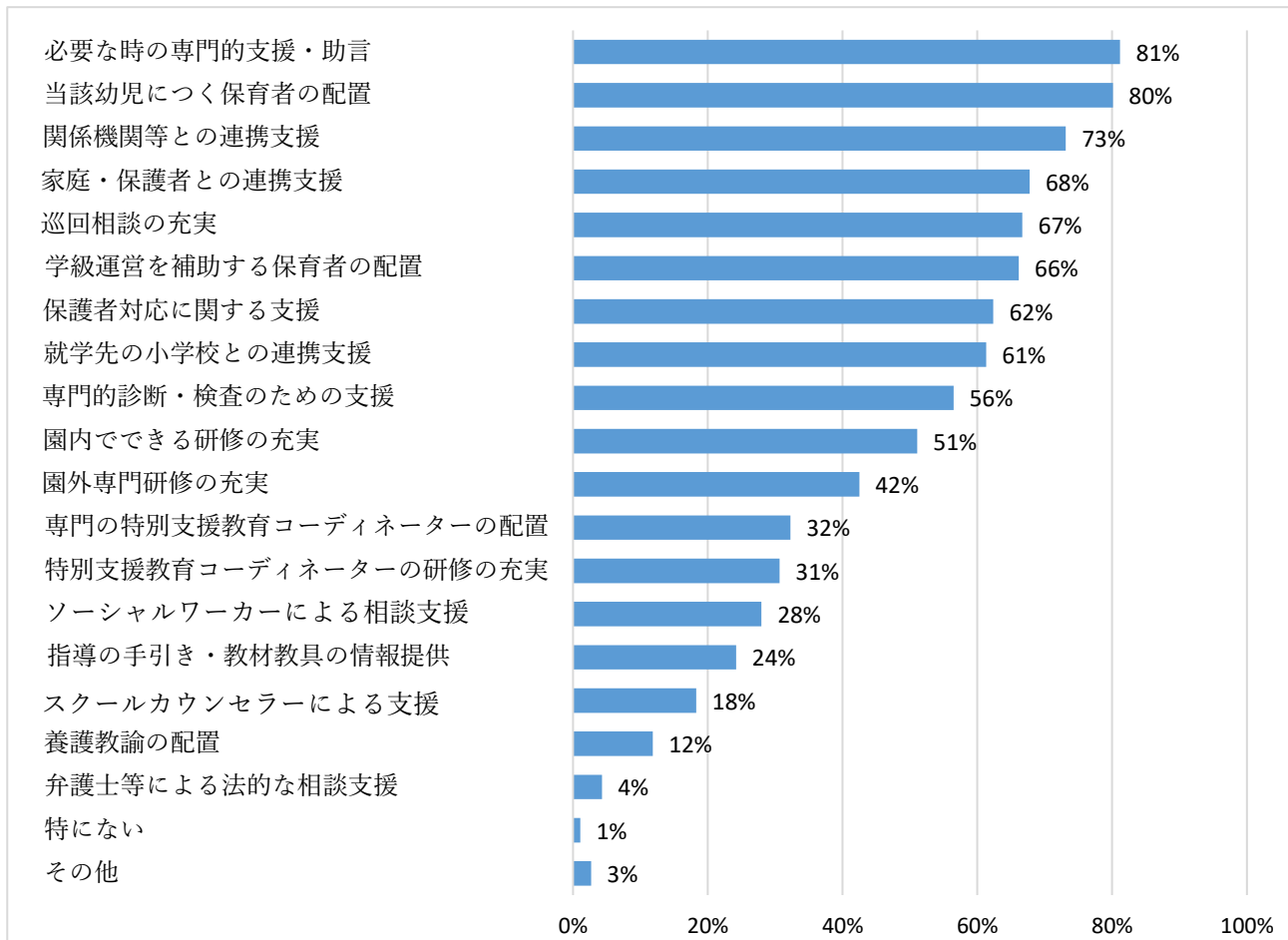
- ・療育につなげることができた
- ・幼児の発達状況や問題点を共有し、今後の指導についての検討
- ・相談
- ・保健師との連携・相談
- ・市の子ども支援課より、電話による聞き取りや相談など
- ・巡回指導・相談、ケース会議 等
- ・会議による連携
- ・設置者から相談員の派遣が年に1度あるが、3~4才児のみ設置者の住民のみで使いづらい
- ・財政的支援があるが、不十分

〈調査結果〉

行政からの支援の内容については、「相談員の派遣」（38%）が最も多く、次いで、「保育者の研修支援」（35%）、「支援員など保育者の加配または加配のための財政的支援」（34%）、「保護者対応に関する支援」（29%）、「幼児の検査や診断の実施」（24%）等の順であった。

9. 特別な配慮を必要とする幼児の教育・保育に必要なもの

特別な配慮を必要とする幼児の保育について、「ぜひ必要な」ものを教えてください。
(○はいくつでも)



◆その他（記述内容）

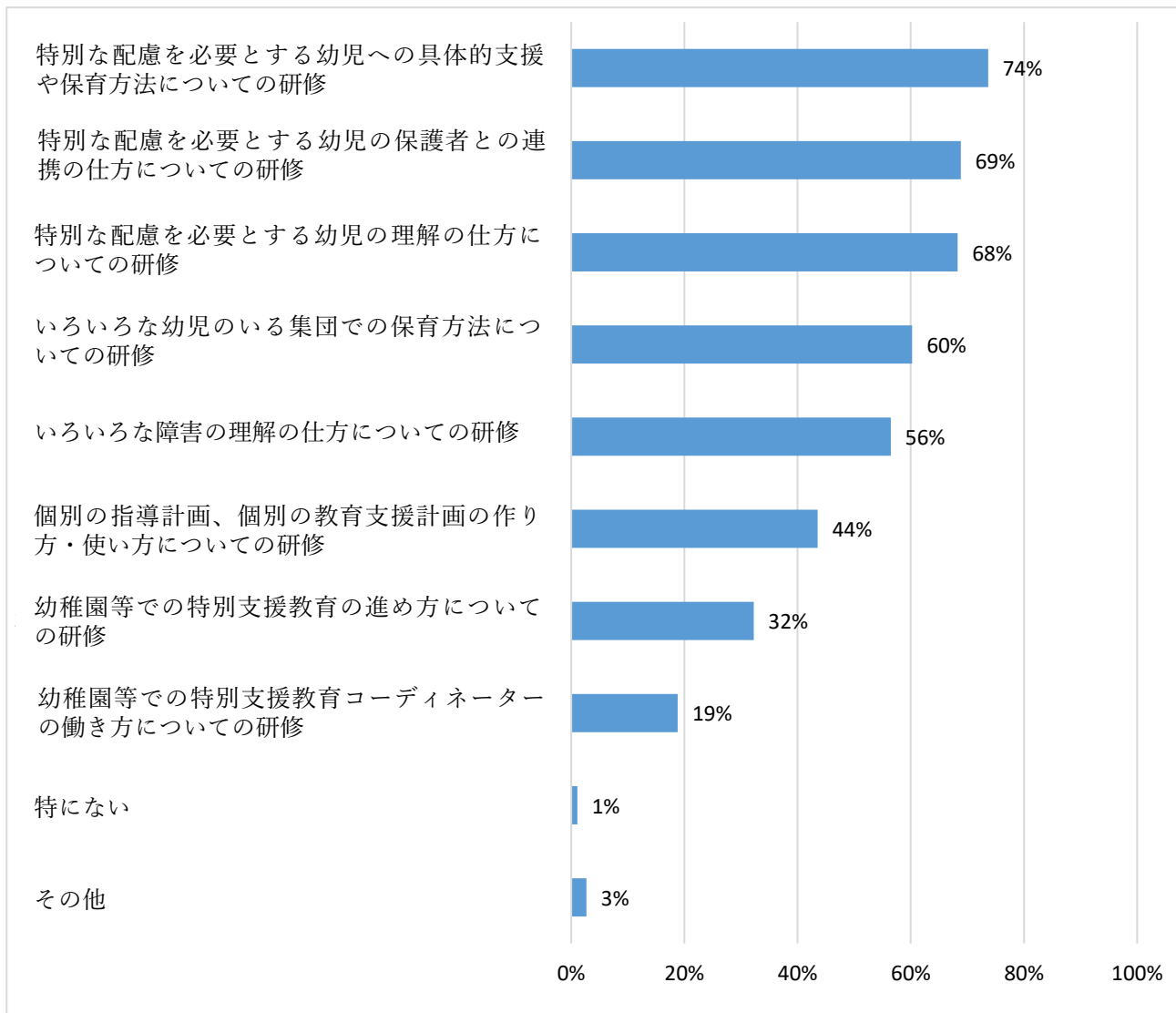
- ・職員配置に対してしっかりとした公定価格
- ・十分な補助金
- ・小学校の支援学級のような所属クラス以外の居場所（クールダウンのための部屋）や保育者の確保
- ・特別な配慮を必要とする幼児に、適切に対応するよう、当該児に必要な保育者が付くようにするための必要な経費として、公定価格で補償をしていただきたい
- ・加配の増員
- ・特別な配慮を必要とする幼児が、各年齢のクラスにいるため、1名の加配があっても、担任の負担は減らない

〈調査結果〉

特別な配慮を必要とする幼児の保育で必要なものについて、「必要な時の専門的支援・助言」（81%）、「当該幼児につく保育者の配置」（80%）、「関係機関等との連携支援」（73%）が上位であった。

10. 特別な配慮を必要とする幼児の教育・保育に関する研修

特別な配慮を必要とする幼児の保育についての研修では、どのような内容のものが効果があり、必要とされていると思いますか。(〇はいくつでも)



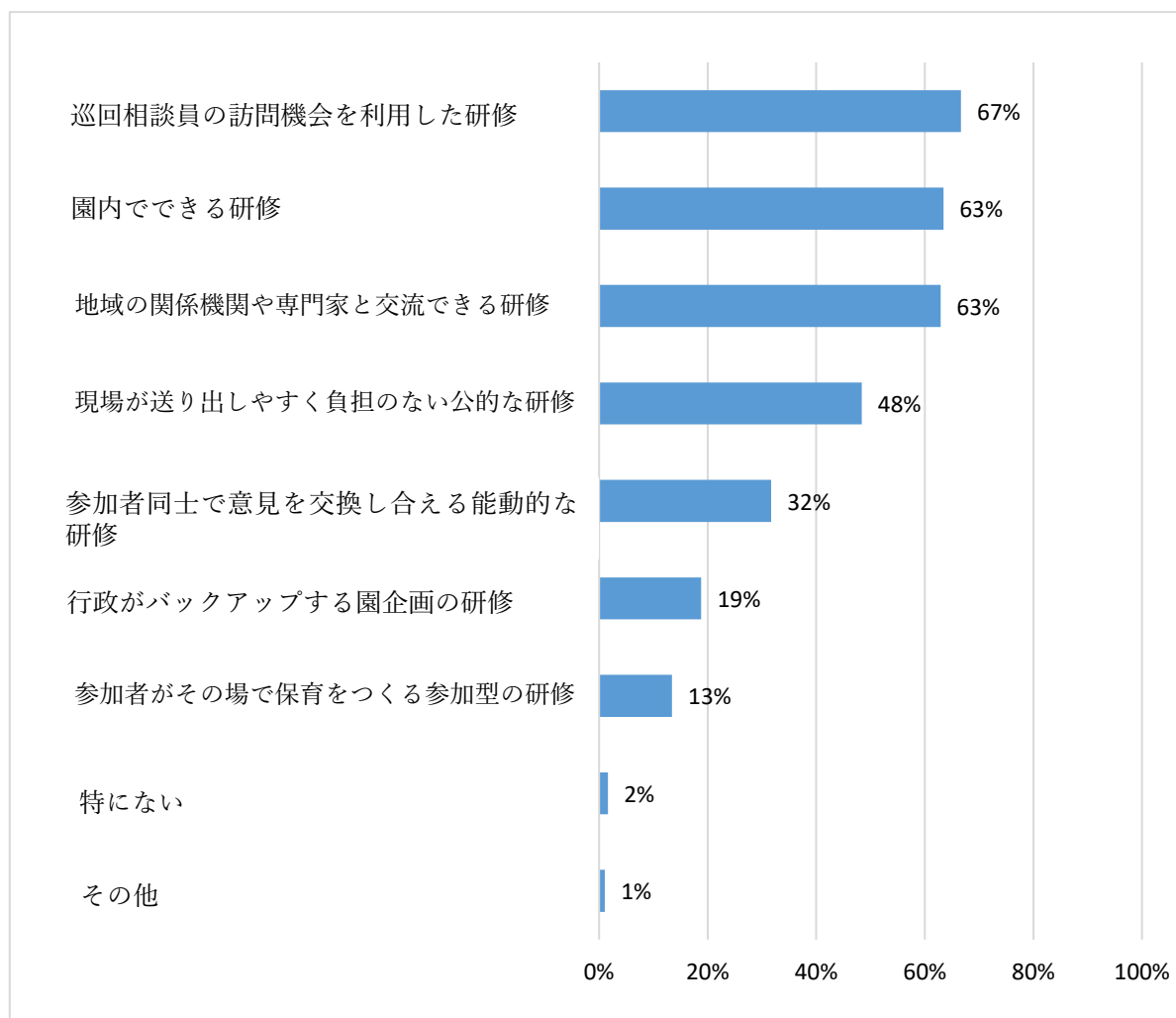
◆その他（記述内容）

- ・ 支援員の幼児に対する専門知識
- ・ 専門家の助言等から幼児理解のスキルアップを目指す事例検討研修
- ・ 保護者に対しての研修会

〈調査結果〉

特別な配慮を必要とする幼児の保育についての研修に関して、効果や必要性がある内容として、「幼児への具体的支援や保育方法についての研修」（74%）、「幼児の保護者との連携の仕方についての研修」（69%）、「幼児の理解の仕方についての研修」（68%）が上位に挙げられた。

特別な配慮を必要とする幼児の保育についての研修では、どのような研修方法・形態が効果があり、必要とされていると思いますか。(〇はいくつでも)



◆その他（記述内容）

- ・療育施設との合同の研修（教育施設との仕組みが異なっているのか支援についての考え方に相違がみられるため）
- ・できればオンラインよりも対面形式の研修が良い

〈調査結果〉

特別な配慮を必要とする幼児の保育についての研修に関して、効果や必要性がある研修方法・形態として、「巡回相談員の訪問機会を利用した研修」（67%）、「園内でできる研修」「地域の関係機関や専門家と交流できる研修」（63%）、「現場が送り出しやすく負担のない公的な研修」（48%）が上位に挙げられた。